

大川市議会第5回定例会会議録

平成23年9月8日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治									
副市	長	福島裕幸									
教	育	長 石橋良知									
会	計	管	理	者	長	宇木博子					
(兼)	会	計	課								
消		防		長							
(兼)	総	務	課	長	今村辰雄						
経	営	政	策	課	長	木下修二					
総		務		課	長	今泉貞則					
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
健 康 課 長	持 木 芳 己
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
都 市 建 設 課 長	石 橋 徳 治
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	武 下 博 子
生 涯 学 習 課 長	古 賀 収
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	堀 修
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

1 . 一 般 質 問

5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	14	永 島 守	1 . 大川の将来像とまちづくりについて
2	10	箴 島 かおる	1 . 国土調査法に基づく地籍調査について 2 . 身障者駐車場利用証の発行制度「パーキングパーミット制度」を大川市でも導入できないか
3	1	内 藤 栄 治	1 . 大川の地場産業振興について 2 . 大川の文化振興について 3 . 県道宮本大川線酒見橋工事について
4	12	石 橋 正 毫	1 . 新橋川整備の取り組みについて 2 . 文化財の保護と活用について
5	17	川 野 栄美子	1 . 食育について 2 . 認知症の方を見守るまちづくりとは（世界アルツハイマーデー 9月21日）

午前9時 開議

議長（中村博満君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際お願いをいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、14番永島守君。

14番（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日、最初の質問者でございます。大野島校区、大変自然環境が厳しい筑後川の三角州に生まれ育ちました永島守でございます。どうぞ居眠りをせず、しっかりとしばらくの間おつき合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

このたびは台風12号による被災に見舞われた近畿、東海地方を中心に、多くの被災地、被災者の方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

東日本大震災からはや6カ月となり、政府民主党政権のお粗末行政によって瓦れき処理さえ終わらない時期に、再び台風による災害がやってまいりました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、今なお行方がわからない方々に心よりお見舞いを申し上げまして、政府の被災地対応が一刻も早くできますように願っております。

私は、このたびの定例会におきまして、今後の大川のまちづくりにつきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

これまで植木市長がこの大川市にどのような思いを持って市政運営を行ってこられたのか、また、榎津地区と旧大川のまちに対してどのように取り組んでいかれようと思っておられるのか、お伺いしてみたいと思っております。植木市長の思いのたけをしっかりとお聞かせ願えればという気持ちでございます。今回の質問はこの1点でまいってまいりたいと思っております。

先日の通告後の打ち合わせで申しましたとおり、地方財政、まことに厳しい折、財政支出にかかわる件を質することはありませんが、今だから話せることもあるはずでございます。どうぞ忌憚なく語っていただきたいと思っております。

さて、いよいよ民主党政権3人目の総理が誕生したわけでございますけれども、これまでの鳩山、菅政権によって我が国の国防意識のなさや弱腰外交は全世界に配信されてしまったことは言うまでもないことでございます。周辺国との多くの問題がいまだに何一つとして解決の糸口さえ見ることができないでいることは、皆さん御案内のとおりでございます。

皆さんの身近で記憶に新しいところでは韓国との竹島問題でございます。韓国は自民党議員の入国を拒否し、日韓問題をさらに難しいものになっているように思われてならないわけでございます。そして、長年にわたる北朝鮮による拉致問題、そして、中国との尖閣諸島問題、さらにはロシアとの北方領土問題、6月議会でもお話しさせていただいた領土問題は、国の威信にかかわる重大な問題であり、事件のほうであります。我が国における国防意識の低さが軍事力を背景として発展してきた周辺国に大きなすきを見せてしまったと言っても決して過言ではございません。今や国防なくして国家の存続はあり得ないことを十分に認識しなくてはなりません。これまで追いつけ追い越せで迫ってきたアジア諸国にとうとう追いつかれ、そして、いよいよ追い越されようとしている現状がございます。この議場におられる議員同志の皆さん、いま一度よく考えてみてください。我が国に対してすきを伺い、いつ攻め込もうかと機会を伺っているすべての国は軍事力を背景に成長してきた国であり、我々の友人と

なり得ない、そのような国のはずであります。今、アラブ諸国による長年にわたる独裁者による政権は、御存じのとおり、既に崩壊し続けておりますが、我が国を取り巻く領土問題とは大きく異なることは議員諸氏が一番御存じのとおりでございます。

我が国の国際的信頼が大きく失墜していることは、皆さん既に御承知のとおりでございます。長年にわたって続いてきた優位な立場は政権交代によって大きく変わってしまったでは皆さんありませんか。

民主党政権による外交交渉の未熟さはだれの目にも明らかであり、世界の報道の中でさえ間違いも大変多く、その間違いを訂正しようともされないではありませんか。

現在の日本の政治は毎年国の代表が変わり、だれと話せばいいのか、先進国の首脳でさえ迷い、そして、ふざけたジョークさえ出る始末ではありませんか。民主党政権の政治主導は全くとして見えてこない。まるで政治ごっこをしているようだという人さえますますふえ続けているのも、これまた事実でございます。

野田新総理は果たしてどれほど期待できる人物でありましょうか。新政権に対する支持率は50%を超えてこそおります。また、復興増税支持数も50%は超えておりますけれども、果たして挙党一致による政治運営ができるのでありましょうか、まことに疑問でございます。

今後の野田政権が前政権のように復旧、復興対策に対して後手後手に回ることではなく、政策優先に努めなければ、当然としてその野田政権の支持率も下がってくるわけでございます。多くの国民は前政権の政局中心の報道に飽き飽きしているようではありませんか。

早いもので東日本の大震災から既に半年がたってしまいました。復旧、復興のかけ声がこだましてこそおりますが、中身が全く伴わない、実効性のない空手形の乱発になってしまいそうな気がしてならないわけでございます。これまでの民主党政治は実現性のない公約であり、説得力に欠けるものが多く、国民との約束はそのかけ声だけで、今や国民のだれもが振り向くことさえないようになってしまっているようでございます。

さらに、福島原発事故において我が国の経済は、皆さん予測のつかない、そのような影響を受けており、野田政権の誕生で増税への道に加速がつくように思う者も大変多くなってきているのも、これまた事実でございます。

原発による電力エネルギーについて、政治にかかわる我々は賛否を問われても答える勇氣を皆さん持ち合わせていないではないですか。

経済産業省においては、来年早々、佐賀県玄海原発の再稼働の前の説明会を隣接する長崎

県に対し、異例的に行うと言っておりますが、これは皆さん、決して異例的なものではございません。当然のはずであります。立地県外とはいえ数キロしか離れていないところに位置し、目と鼻の先のようなところに存在する長崎県でございます。また、大川市といえども玄海原発から五十数キロしか離れてはおりません。福島原発事故をそのまま想定すれば大変なことでございます。これまで我々は原発に頼り切ったところも多く、安全神話さえあったわけでございます。果たして原発事故による影響は有事の際、また、テロの行為について果たして安全と言えるでしょうか。原発事故は決して他国のことではなく、自国のこととなってしまったのは皆さんが感じられるとおりでございます。原発事故による不安とその不信が身近に迫ってきているわけでありまして。地震大国である我が国の今後を考えれば不安は増すばかりではありませんか。

これまで原発先進国として認知されてきたこの日本が、今や放射能汚染の恐怖におびえ、チェルノブイリにおいての原発事故への恐怖を思い浮かばせているでは皆さんないでしょうか。福島の多くの人たちは生まれ育った郷土へ帰りたくても帰られない。被災者その思いを、その思いを考えると我々の想像できないものがあります。

野田新政権は自民党、公明党に対し、東日本の大震災の復旧、復興と財源確保も含めた税制改正、また、円高などの経済対策の分野にかかわる実務協議機関の設置を提案いたしていることは皆さん方が一番御存じのとおりでございます。果たして大連立を視野に入れた考えなのか、また、震災復旧、復興を一気にやり遂げる覚悟なのか。早期解散を求める自民党と早期解散に否定的な公明党、今後もその報道による政局はさらに激しくなるようでありまして。被災地、被災者の救済を最優先でぜひやっていただきたいものでございます。

思い起こせば我が国の苦難はこれまで何度となく訪れております。そして、戦後65年にしているんな事件、災害多々あり、その苦難を乗り越えてまいりました。そのような中、ことは二度にわたって最大の危機を迎えていることは皆さん方が御存じのとおりでございます。言うまでもないことでございますけれども、財政支出を抑えなければならない、このような時代に不幸にも震災や台風災害、いよいよ復興増税は避けて通れない、そのような時期に差しかったのではないかと感じております。

今回の東日本の大震災によって全国の首長は多くを学んだはずでございます。我が植木大川市長も賢い首長でありますから、あらゆる面において既に想定済みのこととは思いますが、さて、いろんな件につき、こうして多くを語らしていただきました。本件に戻りま

して質するところにいたしたいと思います。

私は過去15年にわたりましてこの市議会に活動させていただき、陰と陽の世界でいろんな件につき学ばせてもいただきました。その多くが現在私の中で大きな音を立て脈打っているわけでございます。平成3年、初当選後いろんな形で市内散策をし、小さいころよりあれほど大きく見えた若津や榎津のまち、行き交う人の多さ、地元大野島で目にすることのできない品の多さ、広々とした大川の道路、服や靴をしっかりと洗ってアイロンをかけ、そして川を渡って、そしてバスに乗り映画を見て、後は何をするでもなく、ただ榎津のまちをぶらぶらし、そして当時35円だったと思いますけれども、そのラーメンをすすり、そして帰った、そのような思いが、幼いころの思い出が目に浮かぶきょうこのごろでございます。

私はこれまでの政治活動の中におきまして、都市計画については、まちづくりを初めとして道路づくりや河川問題、社会資本の整備等々の多くを学ばさせていただきました。そして、ハード事業にも出会い、幾つかの大きな提案もしてまいりました。まだまだ社会資本整備が決して十分でないことはだれもが知るところであります。今や公共事業は悪だと、その思いが世間にも強く残っているのも、これまた事実でございます。

関心は持ってもかかわりを持たずの精神でまいりたい、そのような思いの中に、今回のお尋ねとなったわけではありますが、市長も私と、市長は私より1つ上でございます。戦後生まれのはずでございます。木工で栄えた大川のまち、工場と住宅が混在する大川のまち、工場の拡張は進むばかりで、何とか工場と住宅を分離したい思いが強くなった時代でもございました。当然、市長も旧大川の町並みについての思いもあることございましょう。決して私がこの場で、この質問において執行部、市長にない物ねだりをするものではございません。以前の市議会において建設委員会で取り組んだ、取り組んできた件について、地区住民の最も関心の深かった件につき、いま一度知っておきたい、その思いからこの壇上に立たせていただいております。

榎津地区の区画整理事業計画や都市計画道路、そして、街路事業や、さらには住工分離、下水道事業等々、大きく変更されたものや幻となってしまったもの、当時、代案が示されたもの、今となっては論じられることさえなくなり、時代は大きく変わってしまったように思われてならないわけであります。榎津の区画整理事業の代案は、中心市街地街並み整備事業となったようではありますが、当時の代案とは大きく異なってしまったようでございます。高度成長のあの時期、全国民総参加でバブルに沸き返ったあのころ、大川木工基幹産業が日本

一と大川の社長たちが胸を張って頑張ったあの時代、榎津のまちづくり、道路建設や産業用の団地づくりなど、いつでも何でもできるような、そのような思いをした皆さんも記憶にあると思いますが、その時代、その思いが、その時代に皆さんが思われるように漂っていた、そのような時代ではなかったでしょうか。周辺行政からねたまれたあの時代、大川の地価は当然としてはね上がり、木工産業は城島町や筑後市、さらには柳川市や諸富町、安い土地と労働力を求めて大川を去っていく企業も年を追って増加していったことが今さらながらのように思い出されるわけでございます。

植木市長は、当然そのころ既に福岡市役所職員として世のため人のため、一生懸命頑張っておられていた、そのような時期ではなかろうかと思うわけでございます。当時の大川にて市長が何を感じ、行政に対して不信や不安を抱き、そして、後のこの大川市の市長となられたわけでございます。過去の大川に何を感じ、どのような思いを持ってこの大川の市民を、また大川のまちを、そして大川の産業をどこへ連れていこうと、どこへ導こうと思ったのか、今現在、大川にとって何が不足しているのか、何をすればいいのか、市長の今後の政策の方向性を熱く語っていただきたいものと思うわけでございます。

今の時代、構造的不況の中、名案や特効薬などあるはずがない。これだけ疲弊し切った地方財政において思い切った政策や一大事業などあり得ないのであります。市長の策について伺いたい。託された植木市長の名案が皆さんあるかもしれないわけでございます。植木市長が掲げた目玉事業、その成果はどうでしょう、事業の進捗はいかがなものか、いつの世になっても人は安心・安全を政治に求めるのでございます。

23年度目玉事業の27項目に目を通させていただきました。即実行が可能なもの、既に事業を終えたものや進捗中のもの、単年度ではとてもできそうにないもの、首をかしげたくなるもの、まことに申しわけない言い方かもしれませんが、目玉事業というよりあめ玉事業に思えてならない、そのような事業が見受けられるわけでございます。いま一つ方向性が見えてこないように思えてならないわけでございます。市長が言った身の丈に合った行政運営とはこのことなのか、植木市長はこの大川をどうしたいのか、私にはまだまだ未熟でございます。見えてこないわけでございます。

私は満62歳を迎えました。62年の人生の中、いろんな人とも会うことができました。いろんなお話をする機会もございました。波乱の人生を御存じのとおり歩いてもまいりました。そしてまた、したたかな世の中も見させていただきました。いつの世にもいつの時代にも、

昼と夜があるように、明と暗があることはだれもが知るところでございます。

戦後65年、私どもが自由に意見を言える、まことの言論の自由が与えられたのは戦後のはずでございます。町村合併から五十数年、5万人ほどのこのまちで北と南に分かれた政治的、人為的分断は、後の大川市の市政運営に大きな影響を与えてきたはずでございます。しがらみといがみ合いも長年続いてきた政治と行政、高度成長時代のバブル景気に沸いたあの時代は大川の社長さんと言われ、もてはやされたそのような時代でもございました。同時に大川で買い物をしない、食べない、飲まない時代の始まりでもありました。足元を見ない、古きよき町並みも少しずつ消えていったように思われてならないわけでございます。何でもできたはずのあのとき、あのころ、しがらみによって運営された政治と行政のことを思い起こした。これは私のひとり言でございます。

これまでの民主党政権内部や今の政局を見ていると、まことに無駄な時間としか思えないのでございます。大川の南北の争いの時代であった、あのころと全く同じように思えてならない。できるときにやらなかった事業、悔やまれてならない思いがあります。今のこのような時代を迎えようとはだれもが予知することはできなかったのであります。時の政治にかかわる者の専権であり、そして、政治にかかわる者の責任も重大ではなかるうかと思うわけでございます。与えられた金と予算を配分することはだれにもできることであります。限られた予算をもって市政運営を行うことは、もちろん基本ではあります。必要なときに必要な借金ができない、これもまた、まことに悲しいことでございます。

世の中には事なかれ主義というものがありますが、失敗を恐れたり争いを好まず、冒険をしない平和主義とは大きく異なった、何もしない、主張のない人たちのことだと思われませんが、このような状況がこの世の中にますますふえ続けているようでございます。政治や行政にかかわる者は地域の発展と、そして、住民の安定した生活の維持に努めなければならないのではないのでしょうか。

市長と議員の関係は対立的に思われがちですが、市民の多くは議会が市長の独走を防止し、公正な運営を担保することを願っているはずでございます。常にいい関係を持って市政の両輪であること、そして、維持続けたいものでございます。これからどのように産業を発展させ、また同時に新たな産業の発掘に努める、そして、住民福祉を向上させるにはどうすればいいのか、しっかりと議論しなければならない、そのような時代が今ではないのでしょうか。頑張った者が頑張っただけの評価を受ける、決して失敗を恐れず互いに地域の発展

への貢献を競い、そして、上司が部下への思いやりと責任を感じられるような、そんな行政を行っていただきたいものでございます。

一般の者にはまことにわかりづらい行政事務、なじみにくい行政用語、殊さら難しくつくられた予算や決算書など、わざとわかりにくくつくられたとも言われる行政事務、市民のだれもが見てわかるようにぜひ改めていきたいものでございます。

議員とは、このような視点から具体的に指摘するのが役目であり、市長は自身が最善のものと思う提案をしているはずでございますが、我々議員も一方の市民の代表であることから、住民の立場での意見を言うべきであり、また、言わなくてはならないのでございます。

我が国の地方議会における提出案件の93%以上が何の意見も添えられることなく、可決しているのでございます。このことは議員諸氏が一番御存じのはずでございます。私は今回の発言の中に多くを質することはありませんが、この私の発言が執行部に対しての不満とするか、そして、提言と見るかは自由でございます。同時に議会の改革、議員の意識改革については、議員各位の知恵と勇気を持ってなされるものと確信をいたしております。提案された案件について本気で取り組み審議に努める、これがない議会は議会とは言えず、執行者の賛同機関としか言いようがないわけでございます。

また、本日も傍聴おいでいただいておりますけれども、今回問題となっている案件について、果たして傍聴者の皆さん方がどれほど理解されているのか、すべてが議長や議員の立場だけを考慮した議会でございます。傍聴者が理解できるかどうかも一切無視した議事の進行でございます。今こそ疲弊した地方財政の限られた予算について、最もわかりやすい方法で示さなければならないのではないのでしょうか。

政権交代から2年が過ぎ、野田政権による人事が終わると同時に再び台風災害に見舞われ、我が国は災害大国となってしまいました。だれにも予期できない災害に果たして大川はその備えがあるのかと、6月議会におきましても東日本の大震災について、全国の地方議会において災害対策について質問が集中しております。今回の台風による多くの人命災害はなぜ起こったのか、避難勧告は出せなかったのか、生かされなかった教訓として取り上げられているようでございます。

地球環境の変化は皆さん方が御存じのとおり物すごい勢いで進化を続けているわけでございます。まさに宇宙からの反撃、復讐かとも思えるような、このたびの続いた災害でございます。このような事態に備えるための方法、備え以外の何物でもございませぬ。備えあれば

憂いなしの例えのごとく、いざという時のため準備さえしていれば心配することはないはずでございます。我が国のこれからの自然災害が人工災害にならぬように我々も一緒に努めていかななくてはならない問題ではないでしょうか。

政府は、復興財源について現世代の人たちへその負担をお願いしたいと言っておりますが、現在どこにもその財源は見当たらず、野田総理発言のとおり増税への道をひたすら走り続けるのではないのでしょうか。世論調査でも復興増税を国民の半数が支持しているようでございます。少子化が進む中、次世代の負担を軽減するのは当然のことであり、これ以上の災害発生は次世代の子供たちへ負の遺産を、さらなる負担を、そして押しつけることになってしまいうわけでございます。民主党政権は政権担当4年間、消費税の引き上げをしないことをはっきりと明言いたしておりますが、さらなる災害の中、果たしてどこまで民主党政権はこの件について持ちこたえることができるのでしょうか、まことに疑問でございます。

また、2009年のマニフェスト、この見直しさえすると言っておりますけれども、これまた御存じのとおり、疑問のことでございます。大川市の防災意識がどれほどのものなのか、いずれかの時期にお伺いを再度したいと思っております。

植木市長は所信表明の中、身の丈に合った行政をやると言っておられましたが、今、思い返せばなるほどと思えないこともないわけではありますが、私は御承知のとおり、自身の不祥事によりまして5年にわたります謹慎をみずから進んでやってまいりました。その間、私は私なりに大川市の市政と、そしてまた、県政について、政治行政にかかわる人たちの言動に関心も持ってまいりました。当然、市長や県議のこれまでの変化について私は静かに見させていただきました。また、聞き取り等も当然させていただきました。大川市は木工という基幹産業を持つ関係もあり、他市に比較し、多く各種団体が存在をいたしております。ほかの市やまちにはない、独特な世界が私自身にも感じられるところがあるわけでございますけれども、植木市長も大変だろうなという、思うこともたびたびあるわけであります。各種団体が多いだけにいろんなところに顔を出しお悔やみやお祝い事、団体の総会や役員会、そして消防団や区長会、農業者団体、そして漁業者団体、婦人の集いや老人の集い、挙げれば限りがないほどありますけれども、欠かすことのできないのは情報収集や意見収集、そして、植木市長もいよいよ市政担当2期目の折り返し地点を過ぎ、今後の大川市の市政運営の代表者として、また、かじ取り役として、我々市民をどのような方向に導こうと思っておられるのか、ぜひ皆さん、お伺いをしておきたいと思えます。

私が語り、対立的に聞こえる諸氏もおられるかと思いますが、決してそのようなことはございません。念のために申し上げておきます。演説調で語るこの私の発言を会話調で語れという人もおりますけれども、我々議員が議会以外の場所で市長と本音で、また、意見を交換し思いを交わす場所など、皆さん御存じないかも知れませんが、そういう場所はなかなかないわけでございます。また、好むと好まざると、一方的発言ではございますけれども、私はそのように解釈をいたしております。政治家は互いに目標を持って競わなければなりません。人それぞれ目指すところが皆さん違っていいじゃありませんか。人のため世のため世直しのために汗をかくのが皆さん、私は一番だと思っております。

唐突ではありますが、植木市長の描く大川の絵は、私は絵かきに例え、このようなことを申し上げますけれども、失礼かとは思いますが。植木市長の描く絵は水彩画のほずでございます。うっすらとした秋の空、白く薄い雲が空いっぱいになり、木工のまちに白く長い煙が何本も真っすぐ上のほうへ上っていく、そのように見えるわけでございます。キャンバスいっぱい描かれた大川のまちは隅々まで満遍なく色づけされ、まことにきれいな絵を描かれているようであります。私は植木市長にそのようなイメージを持って、抱いております。大川の主なグループや各種団体に絵の具と筆を渡しいろんな色をつける、まことに植木市長らしい市政運営ではなかるうかと思うわけであります。

今の時代、一番無駄な方法かもしれませんが、一番無難な方法かもしれませんが。このたび誕生した民主党政権、野田政権の目指す挙党一致、そして、全員野球の内閣の顔も均等派閥人事に落ちついたように、今の世代、安全・安心は植木市長が目指す大川の将来像をどのように描かれているのか、のぞいてみたいものでございます。

長時間にわたりまして、こうして語らせていただきました。議員諸氏にはお疲れのところ、まことに御清聴ありがとうございました。これにて壇上での質問を終わり、自席にて必要に応じて執行部、市長にお伺いをしてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。多くのことを語っていただきましたが、まずは大川市の、大川の将来像と、それからまちづくりについてお答えを申し上げたいと存じます。

このことにつきましては、一昨年、市民各界各層、学識者、議会代表等で構成する大川市総合計画審議会の答申を受けまして、平成22年度を起点とした大川市第5次長期総合計画、いわゆる新マスタープランを策定いたしましたところであります。現在、新マスタープランに基づき所要の施策を着実に推進しているところであります。その中身は、基本理念のもと、将来都市像である「活力、誇り、人を育む水と緑のまち 川郷 おおかわ」の実現に向けて、4つの施策の基本目標を定め、美しく雄大な自然環境に囲まれた木の産業都市、大川の再生、発展に取り組んでいるところであります。

4つの施策の基本目標につきましては、まず、1つ目として本市の基幹産業である木工業を初め、農水産業、商業、観光などの分野における「大川を元気にする“にぎわい”づくり」、次に、2つ目として大川市で安全に安心して快適に暮らせるようなまちづくりを推進するための「大川の魅力を高める“くらし”づくり」、3つ目の大川の担い手や大川を愛する優しさを育てるための「大川を育む“やさしさ”づくり」、最後に、効率的な行政組織を整えるための「大川を支える“しくみ”づくり」を掲げ、これらの効果的、効率的な施策の推進に全力で取り組んでいるところであります。

議員も御承知のように、先ほども申し上げられましたが、かつての大川は基幹産業の発展とともにその力を蓄え、県南のエースとも言われ、非常に活気に満ちあふれておりましたが、経済活動のグローバル化や我が国の産業構造の変化などにより状況は大きく変化をいたしました。バブル崩壊以降、日本経済の冷え込みや家具生産における安価な外国製品の流入、また、匠のわざを生かした建具の分野においては、新築住宅着工件数の減少とともに、生活様式の変化などにより生産額は大きく減少しております。でまた、2008年のリーマンショックによる金融危機で、特に中小の企業が多い本市経済は荒波にのみ込まれた格好となり、さらに厳しい状況が長く続いております。

農業の分野におきましても、米の価格についての所得補償制度はあるものの、以前に比べて生産者価格も低い水準で推移しております。でまた、以前は青いダイヤと言われ富を生み出していたイグサの生産が盛んな地域でありましたが、現在は安価な海外産に押されイグサ農家も少ない状況となっております。

このような中で、大川の再生、発展に向けた、さまざまな取り組みを進めてまいりました。まず、基幹産業である木工業においては、家具展示会や福祉家具の共同研究、リバイバルプランの推進や春の木工まつりの創設、映像等を活用した産地大川のイメージアップ事業など、

他分野との連携や産地大川のブランド化と、そのPRを推進しております。農水産業においては、イチゴあまおうやアスパラガス、筑後川天然ウナギである旅出しうなぎや筑後川汽水域でとれる大粒の貴水しじみなど、農水産物のブランド化の支援や野菜、果物の品質、栄養や食べ方といった食のスペシャリストを目指す野菜ソムリエ資格取得支援、JA福岡大木との共同開発により、イチゴあまおうなどを活用して新たな付加価値を生み出す1.5次産業の育成にも取り組んでいるところであります。

また、市民の皆様の安全・安心のため、小・中学校の耐震化を進めるとともに、国、県へのさまざまな働きかけにより、新田地区や小保地区の緊急高潮対策事業などが実現したほか、新田大橋の歩道橋も実現をいたしました。さらに、景観づくりとしての小保、榎津地区のまち並み整備、校庭の芝生化、子育て支援センターの設置、環境対策としての太陽光発電施設への補助など、さまざまな事業を進めております。

今後の方針といたしましては、大幅な歳入の増加が見込めない中で、引き続き組織のスリム化、予算の見直しなどの行財政改革に取り組みながら、長期的な視点で事業を取捨選択しつつも、具体的な経済効果や雇用効果を生み出すような施策を進め、コンパクトでも競争力のある自治体となるべく反転攻勢への道筋をつけてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、平成22年に策定いたしましたマスタープランに基本的には沿いながら、住んでよし、訪れてよし、そして、孫子に誇れる大川の実現のために、市民の皆様の知恵と力をおかりしながら全力を尽くしてまいりたいと思っております。

多くのことを語っていただきまして、多分、壇上からの答弁では答弁漏れも多々あると思いますが、その分につきましては自席から答弁させていただきます。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

御答弁ありがとうございます。

今、市長から御答弁いただきました。その主な内容がこの目玉事業の資料によるものではないかと思うわけですが、私もこうして質問の中にこの目玉事業につきまして、中身をしっかりと吟味をさせていただきました。そして、壇上で申し上げましたとおり、過去、私がこの4月までの期間、5年間自分自身の不祥事によりまして謹慎をいたしました。その間に行われた詳細にわたっての行政はわかりませんが、私が私なりに解

釈をさせていただきます。そういう事業の中に、数字は別といたしまして、大川市の行政が非常に、私は壇上で申し上げましたとおり、非常に単純な世界だなというふうに率直な気持ち思ったわけでございます。そのような思いの中に、私はこうして質問をさせていただいております。

この目玉事業の中に、市長、私はいろんな不信に思う部分が多々あるわけでございますけれども、この場をおかりしまして詳細にわたっての質問はやめておきますけれども、私が、今市長が壇上で答弁をいただきました。そのような答弁の中に、こうして私の後ろには傍聴者の方が大勢いらっしゃいます。果たして私が申し上げましたとおり、この議場でのやりとりは互いに資料を持ってやりとりするわけでございますけれども、自然な形での受けとめ方、そのような傍聴者の受けとめではないかと思っておりますけれども、私は何度も申し上げますけれども、この大川市の、この要するに行政のあり方だとすれば、私は非常に単純な世界、そういう世界が堂々とまかり通っているなという思いが一番大きな率直な意見でございます。

私は決して市長を挑発するわけではございませんけれども、私が壇上でお話を申し上げました。絵かきに例えれば市長は水彩画の絵かきさんだと、水彩画家だというお話をさせていただきました。満遍なく、この市内の隅々まで市長は日ごろより意見収集やいろんな方々と接しておられます。また、壇上で申し上げましたとおり、大川の各種団体、よそにない独特な雰囲気を持った、この基幹産業各種団体でございます。いろんな形での進言や御意見が当然として市長にもあろうかと思っておりますけれども、余りにも私は率直な意見、決して、先ほど言いますように、挑発するわけではございませんけれども、余りにも業界の意見を尊重し過ぎた部分があるのではなからうかなと私は日ごろより感じているわけでございます。

いろんな機会、委員会、それからまた協議会の中に、私以外にもいろんな議員が発言をいたしておりますけれども、いろんな各種団体とのトラブルも摩擦もございます。その辺のところもあわせて、今後、市長、大川市の本当の業界とのこの議会とのその接点を、しっかりと市長の事情収集、そしてまた、情報収集の中に頭に置いておつき合いのほどをいただければなというふうに感じた次第でございます。

大川市の各種団体等についてのいろんな場所での会合、そして、市長が主に論議をされる、どのような意見が各種団体から多いのか、これを多少なりともこの場でお聞かせ願えればと思うわけでございます。よろしく願いをいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、絵かきに例えれば水彩画家だとおっしゃった意味は、先ほど自席からのお話の中で大体、意味合いが理解できましたんですけれども、いわば私的に、今、議員の御発言の趣旨をそんたくいたしますと濃淡が少しいんじゃないかと。やっぱりポイント、ポイントに絞りをかけてやっていくべきではないかという御指摘だろうというふうに思いますし、それはまさに御指摘のとおりだというふうに思います。

ただ、一方におきましては、いろんな業界、あるいは市民団体、いろんな価値観を持った方々がたくさんおるわけでございまして、その利害調整というのがある意味では地方自治体の最大の役回りということにもなるわけでありますから、なるだけ幅広い、それぞれの立場のお考えを聞いた上で、そして、濃淡をつけて政策遂行、あるいは政策の立案というところに持っていくのがやはり自治体の基本的な姿だろうと思いますし、それはそれとして、今後もうやっていきたいと思っておりますけれども、さて、その濃淡のつけ方につきましては、やはり執行部なり、あるいは我々の思いなり、あるいは場合によっては議会の御意見なりというのが反映してくるだろうと思います。

そういった意味におきましては、今後もうこういう議会、特に壇上からでも申されましたように、まさに市民から直接選ばれた私とそれから議会でありますから、そこでそれぞれの思いを正直にぶつけ合って、やはりできないものはできない、できるものはお互いにすり合わせて実行していくと、そういった姿勢でお互いに臨んでいきたいというふうに思います。

今、自席からお話しされましたことにつきましても、ちょっとポイント的に的確な答弁になったかどうかわかりませんが、とりあえずはそういうふうにお答えをしたいと思っております。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

ありがとうございます。市長も私の思いが多少御理解いただいたようでございます。そのような中に私が思いますのは、今のこの大川の市政運営の中に、私は市長のトップダウンの意思を持って、この行政運営が、また計画等々がなされているのではなかろうかと、そのように感じているのは決して私一人ではないかと思うわけでございますけれども、その中に私は先ほど申し上げました、いろんな業界団体、趣旨のいろんな方々、その方々との意見を聞

き過ぎる。例えば、酒宴の酒が出る場もございましょう、いろんな個人的に出かけることもあるかと思われましても、そういう中に、私はぜひ市長にしっかりと要するにさせていただきたいというものは、それを業界団体より与えられました意見やそのような資料を持って、これを了とされず再度点検をされて、そして、私が行政執行の中にぜひ生かしていただきたい。失礼かとは思いますが、多くの件につきまして見受けられる点がございまして、失礼とは思いますが、私はこの議場をかりましてお話をさせていただいております。ぜひその点についてしっかりと業界の意見を調整していただきたいというふうに思うわけでございます。

私がこうして今回いろんな幅広い意見を申し上げてまいりました。私は詳細にわたっての質問は避けてまいりました。今、この大川市だけではなく、地方の財政が大変どこの自治体も疲弊をいたしております。市長が言われるこの目玉事業の中にも大変補助金の事業が多いわけでございます。大川市が単費でやる、単年度でやるような事業は、私が平成3年初めて議員に当選したときの、そのときの予算等々に比較をすれば固定支出がまだまだ少なくなっていない今の現在において、大変事業予算も減少していることは、これは市民の皆さん方も御理解のことと思っておりますけれども、やれること、やれないこと、このことが非常にまだまだ明確ではございません。私が事業化等々におきましても機会をとらえ、ぜひ行政区長さん方にも今の財政事情をお話ししたらどうかということも申し上げております。ない物ねだりをする、その行政区長、また、失礼ではございますけれども、できること、できないことが、まだまだ判断のつかない政治にかかわる方も大勢いらっしゃることも、これまた事実でございます。そのような中におきまして、私は今回のこの質問もやるべきかな、やらざるべきかなということも考えてまいりました。しかし、私は自分の思いを率直に毎回、こうして議会の中にお話をさせていただきたい。壇上でも申し上げましたとおり、なかなか市長と意見交換をする、ざっくばらんな個人的な意見の交換の場所というのではないわけでございます。いろんなことも私は聞いておりますけれども、市長はなかなかひねくった言い方だったかもしれませんが、各種業界団体等々のいろんな意見収集をしっかりとやっておられますけれども、私は議員各位からの、議員諸氏からの意見の収集があっていないかのように思われてならないわけでありまして。議会と行政は、これは両輪となってしっかりと意見を交わし、そして、市民のために、世のため人のため、一生懸命互いに競うのが私は政治にかかわる者の使命ではなからうかというふうに思っております。

今さらながらではございますけれども、市長、議会と行政との関係において、市長はどのように理解をされておられるのか、ここでお聞かせをいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、先ほどおっしゃいました話の中で、市政の運営のスタイルについてお話がございました。2つ基本的にあるのは御承知のとおりでございます。いわゆるボトムアップ型といえますか、下から意見を吸い上げて、最後はおれが責任とるからというタイプ、これは例えて言えば西郷さんとか、大体、日本人はこのタイプが好きなんですね。全部やらせて最後はおれが腹を切るからやれ、これは非常に、特に九州人が好む統治といえますか、スタイルだと思いますし、私もこれはこれで必要な、重要な運営のスタイルだと思いますが、一方においてはトップダウンというのがありますけれども、これもある意味では非常に重要だと。つまり、私はこういう時代が大きく動いている、そして厳しい時代に、ゆっくりと下からいろんな意見を吸い上げて決断をしていく、あるいは判断するというのと同時に、やっぱり時代が動いているときはトップダウンというものは必要だろうと思います。その場合にはやっぱりそれなりに市長として見識を持っておかなければならないということは当然でありまして、そのためにそれなり、私なりにいろいろ勉強もしているところでございます。その中で、それとの関連で申しますと、やはり情報収集といえますか、いわゆる我々は、議会も同じでありますけれども、だれのために働いているかと言いますと、やっぱり市民でありまして、その市民を構成するのはさまざまな団体であったり、個々の個人、もちろんでありますけれども、団体であったり組合であったりということもありますから、そのあたりの意見を丹念に聞くというのは重要なことだと思います。

それと同時に、議会との関係についておただしでありますけれども、私は通常の意見の、すり合わせじゃありませんね、交換というか、それは現場レベルではかなりやっているんじゃないかと思います。私と直接というのはそう多くないかもしれません。しかしながら、それはそれで私の耳に入ってまいりますから、議員個々の御意見はその限りにおいては承知をしているつもりでございますけれども、基本的には議会と執行部と私との関係で言えば、この議場で、あるいは委員会という公式の場で、市民の傍聴の中で、ここでお互いの意見を出

し合う、あるいは闘わせると、これが基本の形だろうと思います。

ただ、さはさりながら、そういったことばかりで済むわけでもありませんから、細かい話もありましょうから、それはそれでまた、それぞれの担当とお話をさせていただいて、私のほうにそれが伝わってくるということで、議員個々の思いも伝わってくるというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、議会と首長との関係、あるいはその意見の交換の場はこの議場、あるいは委員会というのが、中でのやりとりというのがやっぱり私は基本じゃないかというふうに思います。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

御答弁まことにありがとうございます。今、市長がおっしゃいましたように、本来、開かれた公の場所で、これは執行者と議会のチェック機関とは公の場所でやりとりをする、これが基本ということは私は十分に認識をいたしております。しかしながら、市長、いろんなですね、私がここで提案を申し上げたいと思いますのは、このまちづくり等々につきましても、いろんな課題におきましても、私は、ぜひ議会の議員と市長との意見の交換の場というのは必要ではなからうかと。今言われる委員会等々には議題がございます、議案がございます、そういう中に題名のない討論会、このような場所を、これは当然として全員協議会、議員協議会の中でも意見交換はできるわけでありましてけれども、市長が一番御存じのとおり、行政は予定、計画によって運営がなされております。スケジュールがございます。そういう中にどのような意見が出て、また、どれくらいの時間がかかるのかというのは、これは未知の話でございます。どうか機会をとらえながら、題名のない討論会、執行部との、議会との討論会、ぜひ機会があればそのようなことも計画させていただきたい、していただきたいというふうにこれはお願いを申し上げておきたいと思っております。

また、先ほど市長が言われました、いわゆるそのとおりでございます、今私が壇上で申し上げましたとおり、頑張った人が頑張っただけの評価を受ける、これは当たり前のことでございます。今現在、この世の中の中に責任をとれない、そのような人が非常に多くございます。私は部下の行動、やって褒められるのか、よく耳にされることは褒めて育てるということもございます。失敗をすればたたかれる、責められる、そのようなことがこの行政の中

にもしっかりと根づいているわけでございますけれども、上司が、市長が言われるように、最後に私が責任をとりますと、しっかり頑張ってやりなさい、やってくれと言えるような、そういう行政の運営、指導を私は心から願っているわけでございますけれども、何もやらなければ失敗もない。そしたら、失敗のないようにやらないほうがいいんじゃないかと、この役所の中にやらないことを一生懸命考える人、そういう人ばかりになったら大変なことでございます。そういうことで、市長、ぜひそういう行政の指導、上司等との指導をしっかりとやっていただきたい。どうぞ御意見をお願いいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

大変重要なお話でございまして、組織はやはりどこでも同じだと思いますけれども、基本のところは同じだと思いますけど、言葉がちょっときつい表現かもしれませんが、やはり民間であれ、役所であれ、基本的にはやっぱり信賞必罰ということだろうと思います。もっと砕けて言えば頑張った者が正当に評価される、そうでない者はそれなりの評価しか受けられないということでありまして、後刻、ほかの議員さん方からの御質問の中にも今回あるようでございますけれども、そういう意味におきまして、ことしからほかのまちにはない新しい人事評価制度も立ち上げておりまして、まだ試行期間でありますけれども、そのことで頑張っている職員がそれなりに評価されるということになって、そして、組織全体の活力が上がればこれにこしたことはないと思っております。

それから、信賞必罰の具体の形ということで言いますと、役所の場合にはなかなか民間と比較をいたしますと成果が具体に見えないということもございまして、ある意味では評価が割合しにくいということがあって、ほかの自治体でもなかなかこれに踏み込めなかったと思っておりますけれども、そこはある程度割り切りをきかせまして、そういう制度を立ち上げて、頑張った者がそれなりに評価されるというシステムをつくって運営をしていきたいし、このことにつきましては、また、いろんな課題が出てくるやもしれませんから、そのときはまた議会の御意見もいただきながら微修正をして、完成度の高いものに持っていきたいと思っております。

議長（中村博満君）

14番。

14番（永島 守君）

まちづくりについての通告でございます。その中に、こうして私が今質問いたしました。なぜそういう質問になるかといいますと、私は出発点はここだろうと、そういう気がいたしましたから壇上でも多少語らせていただきました。我々議員も、いわゆる執行部の皆さん、職員の皆さん方に日ごろから我々の言動もしっかりと見られております。そして、職員の中にも議員一人一人を評価しているはずでございます。そして、私が今申し上げますように、我々も職員の皆さん方を日ごろから見させていただいております。いろんなことを投げかけてもおります。その返答、返事が、その結果がどれくらいの時間、そして、内容をいただくのかということも私もしっかりと見させていただいております。そういう中に、明らかに私が頑張っているなど、半面、とんでもないそうでもない人も見かけるわけでございます。そういう中に頑張る人と頑張らない人、そのいわゆる給与、これも私は一緒だろうな、頑張る人は大変だな、この人はいいなというような思いがたびたびするわけでございます。ぜひその辺のところ、評価制度をもって、今度の年末の手当ですか、それに反映をされるというふうなことも耳にいたしておりますけれども、ぜひそういうところ、だれがその評価をするのか、これは別といたしまして、しっかりと吟味をしていただきたいと、これはお願いをしておきたいと思っております。

まだまだお聞きしたいこと、たくさんございますけれども、私は毎回こうして質問の場に立たせていただく予定でございますので、また、12月の年末議会におきまして詳細にわたってお伺いすることもあるかと思っておりますけれども、本日の私の質問はこれにて終了させていただきます。

長い間の御清聴まことにありがとうございました。失礼いたしました。

議長（中村博満君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間を10時25分といたしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

午前10時8分 休憩

午前10時25分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、10番 笹島かおる君。

10番（笹島かおる君）（登壇）

おはようございます。議席番号10番、無所属議員の笹島かおるでございます。通告に従いまして、国土調査法に基づく地籍調査と身障者用駐車場の認可制度であるパーキングパーミットの導入について質問をさせていただきます。

地籍調査に関しましては、昨年平成22年3月にも一般質問をさせていただいておりますが、大川市の将来にとっても大変有益であり、重大な課題でもあると私は考えますので、再度質問いたします。

前回、私は大川市のクリークに関する水環境を悪化させないために、これ以上クリークを狭めないためには、クリークの幅員を確定させる必要があるのではないかと。過去、大川市用排水路管理条例の運用で、大川市のクリークが狭められることをとめられなかったのであれば、国土調査法に基づく地籍調査を行い、水路と民間地、水路と公有地の正確な境界を確定して、これ以上大川市のクリークを狭めないような施策が必要ではないかとの趣旨で質問いたしました。それに対して、植木市長からは大川市のクリークは用排水機能だけでなく、農業用水の貯留、送水などの利水機能、大規模防災ダムに匹敵する治水機能、防火用水機能を持ち、大川市民にとって大きな財産である。地籍調査の必要性については十分認識しており、現在、組織体制の整備を含めて検討しているとの趣旨の回答をいただいております。

地籍調査のメリットは、当然クリークを守ることでございます。地籍が確定することで、さまざまなメリットがございます。現在の大川市の地籍は、平成の現代においても法務局に備えつけられている地図の約半分は、明治時代の地租改正によってつくられた地図、公図に基づいたものであり、土地の境界が明確ではなく、測量も正確でないのが現実です。国土交通省の公図と現況のずれ公表システムによれば、大川市でも公図と現況のずれが10メートル以上の極めて大きなずれのある地域が、大川市街地の約30%くらいを占めているのが見てとれます。

このように、公図と現状の土地のずれがあると、土地取引に関しても隣地との境界確認に時間がかかったり、登記簿と実測の面積が異なるなどトラブルの原因になることもあります。地籍調査をしていけば、法務局の地図と土地の現状が一致し、土地の売買や土地の分筆や合筆などが円滑に進められます。市民サイドからしますと、土地の売買に伴う測量費も節約できます。公共事業においても道路の整備事業や用地買収を伴う都市計画などで、土地の境界確認作業が簡単にできるなど、事業計画の決定や用地買収の手間や時間を大きく短縮できる

などの経費削減効果も大きく期待できます。災害時においても、土地の境界が定かでないために復旧に時間がかかることが考えられますが、地籍調査をしていると境界の位置は地球上の座標地と関連づけられていることから、万一の災害に後でも迅速に復旧に取りかかれます。

このように、地籍調査のメリットは多方面にわたると言えますが、大川の地籍調査は旧三又村の時代に三又地区の地籍がなされて以来、地籍調査は休止状態となっております。その後は、圃場整備に伴う測量が地籍調査と同等の精度が認められるとして、国土調査法第19条第5項による指定が行われた地域を含めて、大川市の地籍調査の進捗率は44%にとどまっております。大川市に隣接する自治体の地籍調査の進捗率を平成23年度4月時点で見てみますと柳川市では81%で現在調査実施中、隣の大木町と筑後市、八女市では全域調査完了の100%、久留米市では85%の進捗率で現在調査休止中、佐賀市では進捗率94%で現在調査実施中となっております。地籍調査を行う場合の事業費の負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっており、市町村の負担分についても特別交付税として負担分の80%の交付があります。

国においても地籍の明確化を促進するために、平成22年5月に第6次の国土調査事業10カ年計画を策定しております。その中で、5年後の中間年で、つまり平成27年までに調査未着手の市町村、調査休止中の市町村の解消を目指すとしております。

また、国土調査法の一部を平成22年3月に改正し、市町村の負担を軽減し、調査面積の拡大を図るため、一定要件を満たす民間法人に調査、測量を可能とする法改正も行われております。大川市役所では、地籍調査ができていないことで多くの予算と人出と時間が使われているのではないのでしょうか。道路管理事業、道路建設事業、水道や下水道事業や用地買収などについては、日々の仕事の中で個別に対応しているのでしょうか、それぞれ個別に対応した場合、土地の境界の確定作業には100%自前で予算と人の手配をしなければなりません。そこに費やされる予算、人、そして時間を考えた場合、補助金と特別交付金により、実質負担率が5%の地籍調査事業を大川市は今すぐにも全力で取り組むべきだと思います。

昨年3月の私の質問に、市長は、地籍調査の必要性については十分認識しており、現在、組織体制の整備を含めて検討しているとお答えになっておりますが、地籍調査の開始に向けての大川市の取り組みについて、改めて市長の御見解をお聞かせください。

次に、パーキングパーミット制度の導入について質問してまいります。

パーキングパーミットとは、身障者用駐車スペースの利用証発行制度のことですが、この

制度は、公共施設などの身体障害者向け駐車スペースに健常者が無断で駐車するのを防ぐために、地方自治体が身障者、高齢者、難病患者、妊婦、けが人などに縦25センチ、横15センチくらいのちょうどB5版くらいの大きさのプラスチック製の許可書を発行し、その認可証を車のルームミラーなどにぶら下げて、外から目立つようなところに掲示することで、身障者が利用していることが判別しやすいことから、健常者の不正駐車を妨げようとする制度のことです。

この制度は、佐賀県が車いすの利用者から欧米の先進事例を紹介されたことから、平成18年7月から日本で初めて導入した制度です。その後、古川佐賀県知事が全国知事会などで他府県などに導入を提唱するなどしたことから、ことし5月30日時点で18の県と2つの市がこの制度を導入しています。ことしに入って、福岡県、宮崎県、大分県も導入を決定するなど、広がりを見せています。各自治体が協定を結ぶことで、ほかの地域においても利用証が使える相互利用が可能となっています。

現在のところ、県単位の導入がほとんどで、末端自治体では茨城県の神栖市と埼玉県の川口市の2つしかございませんが、このような身体的な弱者が申請して許可書の交付を受けるというような制度は、身近にある末端の地方自治体で行ったほうが身障者にとっては圧倒的に便利だと私には思えます。

パーキングパーミット制度の導入については、21年12月に高齢者や障害者に優しいまちづくりについて一般質問をした際に、関連発言として導入の要望をいたしました。事前の通告をしておりませんでしたので、回答を求めず要望だけになっておりましたが、今回、改めて大川市でもパーキングパーミット制度の導入ができないか、市長の御意見をお伺いします。

お答えをいただきまして、あとは自席にて質問いたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

地籍調査の目的は、土地の開発、保全、利用の高度化と地籍の明確化を図るために行われるものでありまして、繰り返しになりますけれども、その効果と必要性については理解をしているところであります。

そこで、国土調査担当部署の設置について、平成22年度に策定をいたしました第2次集中改革プランにおいて、平成25年度を目途に全体的な組織機構の見直しなどを進める中で、

現在検討しているところであります。

加えて、地籍調査事業を行っている柳川市へ実務経験を目的に平成22年4月から2カ年の予定で職員1名を派遣しておりますが、今後、事業を進めていく上での課題解決や組織体制の整備などを含めまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、パーキングパーミット制度の導入についてのおたただしであります。この制度の導入につきましては、積極的に進めてまいりたいと考えております。その際、市がやるべき任務については、1つ目に、利用証を表示していない車は駐車できない旨の案内表示をすること、2つ目に、駐車スペースの確保に努めること、それから3つ目に、利用証を表示していない車が駐車しないよう適切に指導するなどがあります。このうち案内表示につきましては、県の様式に沿う必要がありますので、それを待っている状況であります。駐車スペースの確保につきましては、市独自の判断でできますので、現在、その準備を進めているところでございます。

壇上からの答弁は以上でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（笹島かおる君）

ありがとうございます。

地籍調査を大川市でも実施する準備段階に入っていらっしゃるということで、ちょっと安心いたしました。市長の御答弁、ありがとうございます。

地籍調査は一つ一つの番地、いわゆる筆数について関係者の立ち会いのもとに、そのすべての境界を確定する一筆地測量の作業が一番大変かと思いますが、大川市における地籍調査の対象になる筆数はどれくらいありますか。おおよそで結構なのでお示しください。よかったら既に調査済みの筆数もおおよそで結構でございますので、一緒にお示しいただけますか。お願いいたします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

大川市の総筆数は約8万筆でございます。そのうち、地籍調査を終えております三又地区が約1万筆でございます。残りは7万ということになりますが、圃場整備の完了地区につきま

しては、これは国調並みと認定されますので、本来、この筆数を差し引く必要はございますが、かなりの作業を要しますので、まだ現段階でその筆数はつかんでおりません。したがって、今のところは未調査 圃場整備地区を含めたところで残りの約7万筆というところでございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（笹島かおる君）

ありがとうございました。

調査対象となるのが約8万筆ですか、そして三又が1万、そして圃場整備がまだはっきりわからないんだけど、残りが約7万ということで今お答えいただいたんですけども、地籍をすべて関係者の立ち会いのもと測量して、それぞれの境界を確定する作業は大変困難な作業にはなるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

次に、地籍調査に伴う費用についてお尋ねします。

前回の平成22年3月の私の質問で、当時の都市建設課長のお答えでは、今後の地籍調査対象となる地域が16.2平方キロメートルであり、福岡県下の実施状況の年間1.1平方キロメートルから推測して、15年から16年の期間を要すること、総事業費としては13億円と推計して、国50%、県25%、市の負担が25%となっているのが職員の人件費等が補助対象とならないことから、補助関係が7億円程度見込まれると言われております。最終的な費用の負担は、25%の市の負担と人件費等を勘案すれば、総事業費の約50%相当になると試算しているとの御回答をいただいております。

そこで、改めて確認の意味も込めての質問ですが、25%の大川市の負担は、その80%が特別交付税で返ってくることを勘案すれば、大川市の地籍調査に要する費用負担はもっと少なく済むと思うのですけれども、人件費以外で補助対象とならない費用がおよそどれくらい、人件費がおよそどれくらいになるのか、概算といえますか、腰だめの数字で結構ですので、お示してください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず、その前に先ほど答弁いたしました件で再度御説明しますが、8万筆というのは大川

市の総筆数でございます。三又地区が1万筆ですので、残りが7万筆というふうになっております。

それから、ただいまの御質問でございますが、当時の試算額13億円のうち、職員の人件費を除きますと約910,000千円となります。この内訳につきましては、測量調査委託費などの地籍調査費、これが約710,000千円、ただいまの710,000千円はすべて補助の対象となります。それから臨時嘱託職員人件費、それから事務費等のその他の経費、これは約2億円で合計の910,000千円でございます。

補助の対象費のみを考えれば、箴島議員おっしゃるとおり、最終的に市の持ち出しは5%ということになります。今説明しました臨時嘱託職員人件費、事務費等のその他の経費2億円のうち、約6割程度が補助の対象になるのではないかと見込んでいるところでございます。したがって、職員の人件費を除きました最終的な大川市の負担というのは710,000千円と事務費等のその他の経費2億円の6割の120,000千円を合わせた830,000千円の5%、これが41,500千円です。それから、事務費等その他の経費等の補助対象外、つまり4割分ですが、これが80,000千円で、合わせて121,500千円という数字を見込んでおります。ただし、これは22年3月議会でも説明しておりますとおり、すべてが順調に進んで14年程度で終わるといったところでの試算でございまして、これが事業期間が長引けば、この事業費は膨らんでくるとい方向になります。

以上でございます。

議長（中村博満君）

10番。

10番（箴島かおる君）

ありがとうございました。

順調に進んだ場合とおっしゃっておりますが、地籍調査に要する職員の人件費につきましては、補助の対象にはならないことから100%大川市の負担であります。地籍調査のために職員を増員するのであれば大川市の財政的な負担はふえますが、現行職員で何とかやりくりするのであれば、大川市の実質的な負担増にはならないと思います。

国においても地籍調査が思うように進まないことから、市町村の負担軽減策として平成22年3月に国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正しております。それによれば、市町村は国土調査の実施を民間法人に委託することができるようになっております。地籍調

査の測量、調査を民間に委託できるのであれば、当然それは補助の対象となり、実質的には地方自治体は委託料の5%負担すればよく、また地籍調査に伴う職員の配置も少なくて済むと思います。この点についても大川市も十分に検討されることをお願いいたします。

経費の部分につきましても、今回この地籍調査の質問に当たり、勉強のために平成22年3月26日の衆議院国土交通委員会の国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正に関する委員会審議をインターネットを利用して視聴したんですが、その中で国土調査事業の算出に当たり、市町村の基準と国の基準が違うのではないかとこの質問に対し、当時の国土交通省土地・水資源局長が興味深い答弁をしております。負担金については、国で算定要領を定めている。その算定要領に基づいて市町村には負担金の額を申請いただいているが、負担金の算定要領はあくまでも目安であって、個々についてはケース・バイ・ケースで相談に応じると答弁されています。

職員の人件費以外の経費についても、本当に必要な経費であれば補助金の対象になり得ることも大いにありますので、この点についても大いに検討していただきたいと思います。また、この委員会の討議の中で知ったのですけれども、国土調査において、平成12年から21年度において調査が完了した市町村では、平均調査期間が32年、最短は13年、最長は57年であったそうです。気の遠くなりそうな年月ですが、それでも大川市の将来にとって先ほど市長も言われましたけど、孫、子のためにもぜひともやり遂げなければならない施策だと私は思います。

いずれにしても、地籍調査とは法務局にある土地の価格を明確にするための資料としての公図が現況と違うために、その公図を正確な地図に置きかえようとするものです。国土交通省では、平成16年から平成18年にかけて都市再生街区基本調査を実施して、全国の地籍が明確になっていない、人口集中地区の公図と現況のずれがどれくらいあるかを調査しています。その結果は、国土交通省のホームページで「公図と現況のずれ公表システム」として公表しております。その中に、大川市の調査結果も公表されております。壇上でも述べましたが、それを見ると大川市の中心地区の市街地でずれが10メートル以上の極めて大きなずれがある地域が3分の1以上あると見てとれます。残り3分の1が、ずれが1メートル以上、10メートル未満の大きなずれがある地域と見てとれます。残りは未調査です。

この大川市役所前の駐車場から文化センターにかけての土地も10メートル以上ずれのある、極めて大きなずれのある地域になっております。このような法務局にある公図が10メートル

以上も違っているのを地図上で目を見ると、これは何とかしなければならないと思います。執行部の皆様もぜひ閲覧されることをお勧めします。

それでは、次にパーキングパーミットについて質問します。

壇上での市長の御答弁では、前向きに検討していただくと私は理解いたしました。ありがとうございます。

大川市でも既に市庁舎の正面玄関の右手の駐車場、身障者用駐車場スペースに大きな看板を上げられています。この間、ちょっと駐車場のほう、正面玄関の横にこういった看板が上げられておまして、本当にうれしい気持ちになっておりますが、また見た目にもわかりやすいユニバーサルデザインとして非常にすぐれていると私は思います。多いに評価したいと思っております。しかしながら　しかしながらです。もう一步進めていただいて、駐車する車に許可証を与えて、身障者用駐車場に駐車している車が、確かに身障者であることが確認できるようにできれば、許可証のない人はその駐車スペースにとめづらくなることで、身障者が駐車しやすいようにしたのがパーキングパーミット、駐車場利用許可証発行制度です。

一応借りてきましたんですけど、こういった許可証ですね、前のミラーのところにちょっとかけて使うようなものです。ここに有効期限を書いて、市とか県とか、そういった症状に合わせて使える。短期の方だったらピンク色、長期だったらグリーン色、こういったものを使うような形です。これは、もう提示すれば九州どこでも皆さん安心・安全、いつでもどこでも確保ができるという許可証です。

市長の壇上での御回答でもございましたけど、ことし福岡県でもパーキングパーミット制度を導入することを決定しておりますので、そのシステムを利用して大川市で身障者が申請と利用書の受け取りができるようにすることで、その目的は達成できるだろうと思います。大川市が独自でパーキングパーミット制度を導入するよりも、簡単に導入できるだろうと思います。

パスポートの申請と同じような感じなんですけれども、申請と発行が県庁まで行かなくても、久留米市役所でできると、同じようなやり方なんですけれども、それよりもやっぱりパーキングパーミットは大川市でできるように、郡部の市町村でできるような形であれば、もっともっと身障者の方、弱者に優しいまちになるじゃないかと思っております。

既に大川市でもパーキングパーミット制度の導入に向けて行動されていると理解いたしましたので、これ以上質問することがございません。もう簡単に終わらせていただきたいと思います。

うんですけれども、地籍調査やパーキングパーミット制度の導入などの今回私が質問した問題に限ったことではないんですが、大川市の施策のあり方として、いずれやらなくてはならないだろうが大変そうだから、何も今すぐ自分がやらなくてもいいという消極的な姿勢ではなくて、どうせいつかはやらなければならないのであれば、今すぐからでもやってみようという積極的な行動に移すことが、きっときっと大川市をよくする近道だと信じております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

一般質問を続行いたします。

次に、1番内藤栄治君。

1番（内藤栄治君）（登壇）

1番内藤栄治でございます。本日は、大川の地場産業振興について最初に質問させていただきます。

大川市を活力ある市にするための、市長が掲げてある4つのエンジンの中の産業再生と文化について質問をさせていただきます。

現在、大川市は基幹産業である木工業に元気がなく、観光資源として旧吉原邸や昇開橋、古賀政男記念館、風浪宮などありますが、何かイベントがない限り観光客の姿は多くは見られません。やはり多くの人でにぎわいがあるのは、春と秋の木工まつりと肥後街道まつりではないでしょうか。

大川にも、いつも活気があって人が集まる場所ができないものかと思います。大川の一番のネームバリューは家具です。大川といえば「家具のまち大川」、これを観光資源として活用しない手はないと思います。そのためには、核となる総合型の展示場が必要と思われます。家具、建具の展示、販売、大川の歴史展示、木工体験、農業、水産物の産地市場、地産の加工品販売、食事もできる場や情報の案内所として大川市内の家具のショールームや観光施設などへの情報発信地としての核となる施設が必要と思います。このような核となる施設について、市長のお考えをお聞かせください。また、プロジェクトチームを設立し、実現へ向けて研究されるお考えはないでしょうか。

次に、大川市の文化振興についてお尋ねします。

スポーツも文化の一部ですので、体育協会は現在任意団体で指定管理者を受けておられます。体育館内で管理運営面で重大な事故が発生した場合、どのような保険が適用されるでし

ようか。全国市長会保険、市民活動保険、または指定管理者独自の保険がありますでしょうか。管理責任が問われた場合、体育協会の会長自身が個人で責任をとることになる場合が発生するでしょうか。任意団体では会長個人への責任が重いと思われます。市としては、どのような指導をなされておられますか。

現在、中央公民館である文化センターの今後の運営として、指定管理者が計画に将来あるでしょうか。

また、任意団体である大川文化協会も45年の歴史があり、今まで大川市の文化行政に多大なる協力と貢献をしてこられたと思います。今後の大川文化協会との協力、連携についてどのようにお考えでしょうか。

3番目に、私地元、北酒見でございますから、県道宮本大川線酒見橋工事についてお尋ねします。

橋のかけかえ工事で、北酒見地区は住民の立ち退きが行われ、北酒見地区の人口減など、地区の活動が少なからずそがれる現象が起きております。県の土木事務所の説明も3回あり、設計変更が行われ、住民の不安は積もるばかりです。今年度から工事が始まるとの説明があり、現実味を帯びてくると身近な問題が出てきました。現在の橋の高さより1.6メートルも高くなるので、お年寄りの方が乳母車で橋を渡り、北酒見公民館へ行くのが不自由になる、花宗川は北酒見を南北に分ける川なので、町内の一体感が薄れるのではないかと、いろんな意見が出ております。その中で、現在の酒見橋を残して自転車や歩道として活用してほしいという声が多く出ています。また、この酒見大堰は1655年に完成し、356年前に生まれ、歴史ある文化財としての価値ある大堰であります。これが跡形もなくなるわけで、歴史の大きな損失ではないかと思われます。地元住民の声を県のほうへ届けてもらえないでしょうか。

以上、あとは自席で質問をいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

内藤議員の地場産業の振興についてのおただしから御答弁申し上げます。

本市の地場産業であるインテリア産業の振興策といたしましては、今日のデフレ状況下にあっては、ひたすらよい物をつくるだけでなく、いかにそれを売っていくか、売れる手段を講ずるか、この点が重要なポイントであると考えております。

そのためには、ソフト面・ハード面の両面から取り組みが必要であり、行政と業界がそれぞれの役割を担い、その両方が相まって地場産業の振興へつながっていくものと考えております。

まず、ソフト面を代表するものとしたしましては、現在、市において重点的に取り組んでおりますテレビCMなどの映像メディアを活用したPR戦略があり、この取り組みは木工まつりにおける来場者・販売額の大幅増など、その成果が如実にあらわれていると思っております。

一方、ハード面としたしましては、議員が言われますように家具・建具を初め、農水産物などの特産品を展示販売するための施設の整備ということになるかと思えます。それに見合う大規模施設の整備については、新たな箱物を建設するというのではなくて、既存の施設を活用していくことが考えられます。

市としたしましては、既存の大川産業会館が中心的施設となってほしいとの思いがあり、現在、業界団体における常設展示場設置に向けた動きも聞き及んでおるところでございます。その結果、一定の方向性が出れば、国、県と連携し、その改修等に対する応分の支援をしてみたいと考えております。

各業界・団体が一体となったオール大川の拠点施設ができれば、市としたしましても、さらにマスメディアを活用した消費者等へのPR戦略が有効となり、力を入れやすくなると思っております。さらに、柳川市を初めとする周辺自治体を訪れる観光客を、本市に誘客する一大拠点になると考えられますので、例えばシャトルバス等の運行による誘客事業を展開するなど可能性があり、側面的支援による地場産業の振興も図ってみたいと考えているところでございます。

それから、先ほどの運動、あるいはいろんな行事における保険のことでありますけれども、これはたしか6月議会でも1回お答えしたと思えますが、改めてまた担当課長から説明させていただきます。

次に、文化振興についてであります。本市では第5次長期総合計画に掲げておりますように、市民のだれもが暮らしの中で質の高い芸術・文化に触れることで、豊かな感性と創造性をはぐくむ文化の薫り高いまちを目指しているところであります。

また、市政のかじ取りをする上においても、「伝統文化」を、「産業」「教育」「環境」とあわせて、大川が持っている4つのエンジンと見立てて、大川浮揚の政策領域として取り

組んでいるところであります。

その方策の一つとして、幅広い年代の多くの市民が芸術文化を鑑賞できる機会をつくり、また、地域文化活動の機会の充実を図るとともに、自主的な市民活動や各種文化団体の活動に対し支援を行いながら、本市文化芸術の振興普及を図っているところであります。

具体的には、施策展開の拠点施設である文化センターを活用した事業があります。つまり、文化センター自主事業として、市民の方々に格調の高い音楽や演劇などの舞台芸術や著名な方々をお招きしての文化講演会を開催し、しかも安価な料金で鑑賞できる機会を提供しているところであります。

最近では、平成21年度に「T A O L I V E 2009」「松竹特別公演 恋桜」「NHK交響楽団 金管五重奏団コンサート」、22年度には、地元出身の「L O V E おおかわミュージックフェスティバル」や「S U P E R T R I O 3 コン서트」などの公演を行い、ここ2カ年の平均の入場者数は800名を超えるなど、高い評価をいただいていると認識をいたしております。

また、地域の芸術文化活動の育成振興と普及を図るため大川市総合美術展を開催し、多くの方々の日ごろの文化活動の成果を発表できる場の提供とあわせて、芸術性のある作品の鑑賞機会の提供に努めているところであります。

さらに、地域住民の自主的な文化サークル活動や社会参加の場としても、文化センターを御利用いただいております。

これらを通じて、芸術・文化に触れた市民の方々に感動や心のいやしを与え、また活動される方々には生きがいをはぐくみ、市民の文化意識の高揚にも役立っているものと考えております。

いずれにしましても、文化・芸術の力には大変大きなものがございますし、悠久の時の流れの中で、先人が築いてきた伝統や地域文化を守り、誇りと風格のある文化の薫りの高いまちづくりの大きな柱になると考えております。

今後とも、芸術・文化の振興は重要な政策領域として時勢に対応した新たな施策の展開を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、県道宮本大川線の酒見橋の工事の進捗についての御質問であります。用地買収については数件残っておりますが、橋梁工事につきましては、早ければ今月から下部工に着手の予定であります。

今後とも県と市が協力をして、酒見橋のかけかえ事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

なお、酒見大堰の保存のことにつきましてお触れになりましたけれども、実は私どもも基本的には同じような思いをしておりますけれども、ただ、上流、下流の河道を広げるという事業が既に進んでおりますし、その河道の真ん中にそれが取り残されるような格好になりますものですから、やはり治水管理上、なかなか難しい問題もあるやに聞いておりまして、意見は意見として拝聴いたしておりますけれども、現実的に県との協議の中では河道を広げて全体の流量断面を広げている中で、真ん中に大きなものが残るとするのは、なかなか水利上は難しい問題ではないかなと思います。

いずれにしても、議員おっしゃいますように、ああいう水関係の非常に古いといいますが、伝統的なものが、さも簡単に取り壊されていくということについては、私どもはそうあってはならないというふうに思っておりますし、私自身もそういうものを過去に幾つか見てまいりまして、本当に残念に思ってきたところでございます。したがって、思いとしては内藤議員と同じ思いを持っているということでもあります。

議長（中村博満君）

内藤議員に申し上げます。

発言が通告外にわたっていますので注意しておきます。体育協会の件は通告外になっておりますので、よろしく願いいたします。1番。

1番（内藤栄治君）

最初に、市長の答弁ありがとうございました。

本当に活性が一日も早く望まれている大川市の経済状況だろうと思っております。私も本当にその土地とかなんとか行ってみますと、人がたくさん集まる場所がぜひ大川には必要じゃないかなとつくづく感じます。そのために、近隣のほうから観光客が大川に足を運ぶ、その中で大川の農産物などを購入し、また家具を見、また家具を買って帰るという大川のイメージアップになる施設をぜひ今後検討してほしいと思っております。そのために、大川産業ビジョン創造事業推進委員会というのがありまして、福岡大学都市空間情報行動研究所というところからこういう研究レポートもあります。この中を見ますと、本当に大川市で今核になる相互型の施設が必要であるということがうたわれております。これが大川市の再生の中に大きな位置を今後占めるのではないかなと思っておりますので、ぜひ今後この検討を

お願いしておきます。

続きまして、体育協会のことは通告外ということでございますので、控えさせていただきます。

それでは、文化センターですね、今後の運営の中で指定管理者が計画にあるでしょうかと私は質問をしましたがけれども、この質問はどうなっておりますでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

現段階では文化センターの施設の性格上、指定管理者に直ちに指定管理をするという考えは持っておりません。というのは、ここは文化センターという名前はついておりますけれども、非常に幅広に利用されますし、それから市の行事としてもいろんなものが考えられます。したがって、この指定管理者というのは、御案内のようにプラス、マイナス両面がございます。1回指定管理として出しますと、極端に言えば議会のチェックは直接入らないというデメリットがあります。つまり、市民のチェックが入らないんです。つまり、それは我々行政が指定管理者をチェックするというような格好で、議会からの直接のチェックも入らないというような、そういうデメリットもありますが、それに余りあるものとして、より安く、それから官で管理するよりもより効率的に、よりいい管理ができると、これが基本的な前提ということでございますので、そのあたりを勘案しながら今後対応していかなければならないと思っておりますけれども、現段階においては直ちに指定管理に渡していくということは考えておりません。

議長（中村博満君）

1番。

1番（内藤栄治君）

ただいまの市長の答弁で、文化センターの今後の運営として指定管理者のほうに計画がないということがわかりました。

また、任意団体である文化協会は45年の歴史があり、本当に大川市の文化行政に携わってきた、これに対して市長の答弁の中で大いに文化・芸術について大川市としても支援をしていくという、温かいお言葉をいただきました。現在、大川文化協会自体の運営といたしまして、5年前に40周年の記念誌が発行されました。そのときに寄稿されておられます、教育長

もここに書いておられますけれども、60サークルの中で会員が668名というように5年前はなっておりました。現在、会員数は580名、80名ぐらい5年で減っております。やはり文化協会自体の高齢化が進んでおるかなということを思っております。その中で、文化協会自体が収入がどういうことで補っておるかということ、会員の1,500円の会費と大川市からの補助金125千円、これで運営を行っておる次第であります。そうすると、どうしても文化協会自体の運営が窮屈になってくるということが会員減で出てきたというような現状でございます。このためにも大川市からの支援として補助金を少し上げてもらうとか、自主事業を現在行っておりますけれども、その中で自主事業を文化協会のほうに委託するとか、そういうようなお考えはないでしょうか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今の御質問の中でたくさんありましたけれども、まずは文化協会が現在人員が減ったという現状、私も活動しておりますので、よくわかっておるつもりです。私たちの持っております団体も、やはり団員をふやすのに苦労しております。小さな子供たちですけれども、やはり子供たちの減少ということで、そういう面を考えていきますと、しかしこの芸術というのはやはり子供たちの中に非常に一般の方々もそうですけれども、心にしみ入るものがありますし、また情操教育の中で非常に大切なものだと思っております、文化協会も4つの部門を持ちながら活動してあるのはよく存じ上げておりますし、頑張っていると思っております。

そういう面で、今自主事業の経緯を申し上げましたけれども、自主事業につきましては、市から委託を受けている内容でございます。市から受けている内容で、その中にこんなふうには、市から委託を受けまして、それは実際に規約があります。その中で委託された内容につきまして、純益というのはもちろんありませんけど、安価で、そしてたくさんの高い芸術を見せる内容でございますから、ありませんけれども、その中で、もし黒字が出た場合は、それは委託された内容で事業を進めますから、それは全部市にお返しするという形でございます。したがって、委託を受けて事業をやって、できるだけ安価で市民の方々にたくさんの内容をお見せする、そういう文化の振興をやっておりまして、そこで黒字が出た場合には市にお返しするという形になっておるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

1 番。

1 番（内藤栄治君）

そのことは、教育長も文化協会の会員でおられますので、十分知っておられると思います。でも、その中で今現在、大川市の財政を考える中で、補助金でもうこれを少しでも、125千円を少しでもふやすということがそんなに難しいということなら、文化事業の自主事業の中で一番現在文化協会が携わっております市民芸能祭、これなんかも文化協会が100%の会員で運営しておりますけど、これを丸投げという言葉はおかしいですけれども、収益金があった場合は文化協会にその収益金は預けるというようなことはできないでしょうか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今申し上げましたとおり、私たち今自主事業の役割をしておりますので、その中で、やはり大川市文化センター自主事業委託契約書というのがあります。御存じのとおりだと思います。その中で、余剰金の返還という文面があるんです。そうしますと、その中に「支払いを受けた委託費及び事業等から得た収入金の総額が、前条事業実績の対象経費の総額を超える場合は、その超える余剰金を市に返還する」というふうに条項がなっております。したがって、それを別に移すということは、契約書上できないことになっております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

1 番。

1 番（内藤栄治君）

その契約書はどこと交わしておるんですか。自主事業委員会と交わしておるんですか、市は。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今申し上げましたように、市の委託でございますから、市と契約しております。

議長（中村博満君）

1 番。

1 番（内藤栄治君）

市と契約するなら、契約している団体はどこでしょう。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

自主事業運営委員会というのを御存じですね。それが契約者です。

議長（中村博満君）

1 番。

1 番（内藤栄治君）

自主事業運営委員会と市が契約するとき、そういう内容に契約変更はできないんでしょうか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

契約をする場合には、契約条項は市と話し合いをしてから、それが解決すればできると思いますけど、しかし、そういうことは、今のところ私の時点では答えができませんけれども、契約上の問題で今処理をしているという状況です。

議長（中村博満君）

1 番。

1 番（内藤栄治君）

そしたら、私も自主事業運営委員会のメンバーでございますので、ぜひその件で自主事業運営委員会内部のことで話を今後させていただきたいと思っております。

それなら、この文化振興については、これで終わりたいと思いますけど、酒見橋のかけかえの工事につきまして、今市長から、どうしても古い橋をそのまま残しておくことはできないというような御答弁をいただきました。これについて、住民の方に説明とか、それを住民の方が理解できるようなことはできないでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

今年度から橋梁の工事に入りますが、今後も何回ともなく地元のほうには工事の説明会があるようになっております。その中で、先ほど市長が答弁しましたように、私どもちょっと難しい問題とは思っておりますが、答弁しましたように県のほうには事前に考え方を、地元の気持ちというのは先に伝えたいと思います。

それから、市のほうで一つちょっと考えている部分が、残地等が幾つか出る部分がございますので、そこに記録的な形で何か現物をそこに残すんじゃなくて、何かそういうふうな別の方法でも後世に残せるような方法もないだろうかというようなことも含めまして、ちょっと県のほうにその考えは伝えさせていただきたいと思います。

議長（中村博満君）

1 番。

1 番（内藤栄治君）

ぜひ県のほうに地元の不安を取り除くような努力をしてくれるようお願いしておきます。これで私の質問を終わります。

議長（中村博満君）

暫時休憩に入ります。再開時間を13時といたします。

午前11時26分 休憩

午後 1 時 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、12番石橋正毫君。

12番（石橋正毫君）（登壇）

議席番号12番、石橋正毫であります。今回は新橋川整備の取り組みについて、それと、文化財の保護と活用についての2点について伺いたいと思っております。

御存じのとおり、3月11日の東日本大震災におきましては、本当に未曾有の災害を我が国にもたらしたわけでございます。地震、津波、それによる原子力災害は、9月2日現在におきまして、死亡者が1万5,757人、行方不明が4,313人であり、避難・転居者は8月25日現在8万2,945人という人的被害も出たわけでございます。また、その後におきましても原子力

発電所の損壊によりまして、放射能の汚染が限りなく国民を苦しめておると、こういう状態
であります。

幸い我が大川市は自然災害の少ない地域であると、こういうふうに思っております。唯一
私たちの不安をかき立てるのは台風とそれによる高潮ではないかと、こういうふうにして
おるところであります。

この台風におきましては、平成19年5号台風以来、これまで4年間、今まで九州上陸の台
風は来ておりません。この3日に台風12号が高知県に上陸しまして各地に大きな被害をもた
らしたわけではありますが、それからちょうど1週間前、8月26日、秋雨前線が停滞をいたし
まして、それによって九州から北海道まで全国各地で局地的に猛烈な雨が降ったことを御記
憶いただいております。

8月26日2時30分までの1時間に、八女市付近におきましておよそ110ミリの大雨が降り
まして、記録的短時間大雨情報というものが出されております。3時25分ごろには大川市に
おいても大雨洪水警報が出る、こういう状態になったわけで、私も東の空を見ておまして、
真っ黒な雲行きを見まして非常に危機感を感じたわけであります。そのときは九州新幹線も
一時不通になった状態でありまして、本当に非常事態と、こういう状態でありましたけれど
も、幸い大川市においては被害はありませんでした。極めて短時間の雨であったことからか
もしれません。しかし、災害というものは、いつ私たちを襲うかわからないというのが常識
であります。花宗川の改修促進、特に新橋川開削の早期着工が必要であります。

そこで、新橋川整備の取り組みについて伺います。

昨年9月議会におきまして、私は花宗川改修と新橋川開削工事について質問をいたしまし
た。市長におかれましては、詳しく御答弁をいただいたところではありますが、今年2月、こ
の事業について大きな変化が見られたわけであります。それは約30年ぶりに新橋川整備の事
業が再開されるという県の決定が下されたということであります。

私はこの議会に議席をいただきまして8年間、防災上の観点から、花宗川、新橋川の問題
をたびたび取り上げてまいりましたが、今年2月の福岡県の事業再開に向けて調査をする
という決定は大きな前進であると受けとめたわけであります。これにつきましては、市当局の
事業推進のための御努力のたまものであると深く敬意を表する次第であります。

福岡県のこの方針決定の理由とその後の進捗状況について、また、今後の見通しについて
伺いをしたいと思います。

次に、文化財の保護と活用について伺います。

文化財の保護という広範なテーマの中で、今回は3点についてお伺いしたいと思うわけ
あります。

まず、1点は、平成6年から平成9年までに行われました民俗資料及び平成4年に発掘調
査されましたときの古代資料、出土品を含めて、大川市に関係のある古代資料にはどのよう
なものがあって、どのように保護、または活用されておられるのかということについてお伺いし
たいと思います。

2点目に、デ・レーケ導流堤及び筑後川荒籠の文化財指定について伺います。

我が大川市の発展の基礎となったのは、かつて隆盛を極めた若津港を中心とした水運であ
ります。若津港は幕末から明治のころの、この地域の物流の中心地でありました。大型船舶
の航路確保のために、この導流堤がつくられたわけであります。

また、道海島地区の通称百間荒籠であります。これと馬之丞地区の4つの荒籠でありま
すが、この荒籠によって自然の流れの作用によりまして、しゅんせつされた筑後川一番の深
みである馬之丞浦におきまして大型船が方向転換し、若津港に入港できたということであり
ます。

こういうことから、導流堤と筑後川の荒籠は一体的に若津港を支えたものと証明されます。
この際、大川市の指定文化財としてデ・レーケ導流堤と筑後川荒籠の一体的な文化財指定と
いうことで保護活用を図ったらどうかお伺いするものであります。

3点目は、古来よりの伝承片葉葦の保護についてお尋ねをするものであります。

大川市史によりますと、西暦192年、これは今から1,819年前であります。神功皇后が三
韓征伐の帰途、大川に立ち寄られたとあります。当時は一面ヨシ野原であったと思われま
すが、この一帯には2200年前から人々が住んでいたということが酒見貝塚の出土品によって証
明されております。神功皇后が上陸される時に、ヨシの葉の片方が落ちて、片葉の葦にな
ったと言われられております。1,800年前、1,800年余り片葉の葦はざわざわ生い茂って
おったわけでありますが、今、存亡の危機にあります。平成20年10月から新酒見堰の試験的
可動が始まり、皇宮社前の花宗川が淡水状態となっております。水位が上昇したということ
から、このために片葉葦の植生地は水没し、現在はヨシが消失しております。この伝承片葉
葦をどう保存、保護していくのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

以上、御答弁よろしく願いをいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

石橋正毫議員の新橋川整備の取り組みについての御質問でございますが、花宗川の新橋川分流計画につきましては、分流区間の整備再開に向けた調査を実施するため、ことし3月に地元説明会が行われました。そのときは地元の同意を得ることができずに、その後は具体的な動きに至っていないと聞いております。

同意を得られなかった理由は、新橋川に分流しても満潮時に筑後川に排水できなければ、地域に被害が発生するという危惧があるというのが一番多かったやに承知しております。

市といたしましては、この問題を解決するため、新橋水門への強制排水ポンプ設置を再三にわたり国に要請しているところであります。

なお、先月、上野地区の住民主催による花宗川・新橋川の整備に関する学習会が開催をされまして、県と市の担当者も参加をいたしました。事業に前向きな意見も出たという報告を受けております。

いずれにいたしましても、新橋川分流計画を具体的に実施に移すためには、まずは流域にお住まいの住民の皆さんが十分に事業の必要性、重要性を御認識いただくことが最も重要であり、このような学習の機会をできるだけ設けてまいりたいと考えております。

それから、次に、文化財の保護と活用についてであります。民俗資料については、時代の流れによる生活様式の変化とともに、使われなくなった生活用具の多くは保存しなければ失われてしまいます。

これらの生活用具は、地域の昔の生活を映し出している貴重な文化資料であると考え、平成6年度より市民の皆様の御協力を得ながら収集保存に努め、現在ではたんすや長持ち、大工道具や農具など全部で約1万2,700点を保存いたしております。これらの資料の活用といたしましては、文化センターにおいて民俗資料公開展示を「タンスの時代変遷」や「農業」などのテーマで3回開催をし、また、清力美術館におきましては「藩境のまち」と題した特別企画展において、たんすや欄間などを展示し、多くの方々から好評をいただいているところであります。

また、古賀政男記念館の生家においても昭和初期をテーマに、ちゃぶ台やたらい、洗濯板など30点ほどを常設展示いたしております。

また、古代資料としての埋蔵文化財につきましては、遺跡より発掘した土器や鉄器、貝殻などの850点ほどを保管しておりますが、その活用については、発掘作業中の遺跡の一般公開時に現場で出土品の展示をするなど、市民の文化財保護意識の醸成を図ってきたところがあります。

次に、荒籠及び導流堤の文化財指定についてでございますが、どちらも筑後川の水運に資するため江戸時代から明治時代に建設され、若津港の発展にも大きく寄与した施設であり、大川市にとって歴史的価値のある財産であります。

文化財の指定に当たりましては、手順として、まず、所有者等の同意を得て、その後、文化財専門委員会の意見を聞き決定をして指定となりますが、今回の導流堤や荒籠については、今も機能している港湾施設、河川施設でもありますので、その所有者、管理者である国、県と十分に協議を図りたいと思います。

次に、いわゆる片葉の葦の保護についてであります。

文化財保護の観点からは花宗川でも皇后宮南側付近に生えているほうが望ましいと思いますので、河川管理に支障のない範囲でアシが生育できる場所を確保するよう県など関係機関と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

壇上からの答弁は以上であります。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

御答弁ありがとうございました。順次、具体的な事柄につきましてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まずは、新橋川の取り組みについてであります。花宗川河川改修に伴う新橋川への分流区間の調査に関する説明会、こういう御案内が3月1日に出ております。市長は、おっしゃったように、三又コミュニティセンター、また、大川市文化センターにおきまして、2回にわたって説明会が開催されたということでもあります。一部同意が得られない面があったというようなことで、その後の進展は、目立っての進展というか、進展が見られておらないというようなことでございますが、私、そういう場所にも参加をいたしましたけれども、この新橋川の改修再開について同意が得られないというわけではないと私は思うんですよ。やはり新橋川を改修しながら、花宗川の水量を適当に調整するということが、これは非常に大事な

ことでありまして、地区民の方々もその重要性についてはよく認識をしていただいておりますというふうに思うわけでありませう。

しかし、現在、三又校区が主だと思えますけれども、いろんなこの新橋川の排水については問題点が多いわけでありませう。これは端的に言いますと、幹線水路大溝線の排水による中古賀地区を中心としたたびたびの冠水、浸水問題であります。梅雨末期の集中豪雨等におきまして、たびたび毎年水が上がって農作物に影響を来しておることが言われております。これは、やっぱりこういうことの同意が得られなかったというのは、ここ数十年というか、私は20年ぐらいかと思えますが、この20年来のこの浸水、冠水が原因であって、非常に中古賀地区を中心としたこの地区の皆さん方の難儀は解消されておらないから、この新橋川改修についてなかなか理解が得られておらないと、こういうふうに思うわけでありませう。

先般、去年の9月に質問しましたときに、国営水路大溝線と現新橋川を合わせた流量は毎秒50トンというようなことであります。新橋川が開削されまして花宗川本川の毎秒150トンの水が90トンと60トンに分かれて新橋川のほうに60トン来れば、合計の110トンになると。ますますこの新橋川の排水は滞るじゃないかというようなことが三又校区の皆さんの懸念の第一だと思っております。

しかし、このいろんな被害が続いておる原因というのは、やはり幹線水路大溝線、これが平成2年3月に完成をしております。既に土地改良事業は完成しておるわけでありませうが、このゲートからの新橋川への排水ですが、これはやっぱり未整備の新橋川に排水されたということで新橋川からあふれておるといのが原因でありまして、これ言うならば、やはりこの土地改良事業は中途半端で終わっておる、こういうふうに思っております。本来ならば、新橋川がスムーズに開削されておれば、平成2年に大溝線が完成したときには、そのころには新橋川の開削が既に終わって、そして、スムーズに大溝線、諸富地区、中古賀地区の排水がスムーズに行える状況にあったと、こういうふうに思っておりますけれども、これは平成2年に未整備の新橋川に排水された、いわゆる垂れ流し状態になった、こういうことがやっぱり今日の中古賀地区の皆さん方の不満の最終原因じゃなかろうかと、こういうふうに思うわけでありませう。

先ほども壇上から申し上げましたが、8月26日、集中豪雨がございました。その明くる日、27日に私はこの大溝線のゲートをちょっと観察に行きましたが、新橋川の流れの約9割は大溝線からのものであります。この大量の大溝線からの排水が約1.3キロあります旧新橋川の、

旧新橋川というか、三又校区のほうの新橋川ですが、この1.3キロの中にあふれておるわけでありまして。この大溝線からの排水が完全に新橋川、あるいは筑後川の本流に排出される措置がなされなかったというのは、県ないしは国の責任ではないかと思っておりますけれども、この20年間、中古賀地区の浸水、冠水を許してきたのは、やはり大川市の土木行政にも問題があるというふうに思いますが、その点どうお考えでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

最後の部分の御質問についての答弁を端的に言いますと、市の土木行政の責任はやはり一定程度免れないというふうには思います。

そこで、全体のこの話を少し壇上からの答弁に加えて補足をいたしますと、現在、おっしゃるように、新橋川の開削されていないところを開削して、花宗川から両翼に出して筑後川から出すという本来の形に持っていくべく整備計画を策定中ではありますが、実はこれは河川法の改正がありまして、あの間は基本的に花宗川、筑後川水系でありまして、国管理が基本だろうと思っておりますけれども、実質的には県が管理をしていると。したがって、花宗川全体の整備計画は県が責任を持って今策定をしている途中であります。

そこで、ここが一番難しいところは開削の話でありまして、ここをそのまま開削をいたしますと、三又校区の皆さん方がおっしゃっているようなリスクと申しますが、危険性は当然あるということになります。

それで、今、県が私どものほうに確約をしている内容だけで申しますと、幹線水路、大溝幹線水路ですね、これから新橋に出すところについては、堰と、それから強制排水機をつけるということは言っておりますし、これは整備計画の中に書き込むことは約束をしております。

ただ問題は、新橋川本線から筑後川に出すところ、こここのところの強制排水機は、つかなければ、今申しましたような三又地区の皆さん方の心配というのは消えないということでありまして、この新橋川の最終の水門のところから筑後川に出す、ここに強制排水機場をつけると、ここが計画のポイントになります。

そこで、計画の主体は県でありますけれども、今までの筑後川本線に入り込んでいる支線のところについているポンプは、ほぼ例外なく国が整備しているんですね。筑後川を上流か

ら見ていきますと、本当にたくさんの強制排水機場があるんですが、大川に入った途端、1機もないと、そういう状況があるのを2年ぐらい前から霞が関に再三言ってきたところでありまして、結果として、計画は県が作りますが、実施主体は国ということになりますので、計画を書く段階で国もやっぱりある程度のすり合わせ、同意というのが必要になってまいります。ここのところが今ちょっと難しい協議にはなっておりますけれども、話は霞が関に上げておりますので、追っつけその話は来るだろうと思いますが、私どもは国、あるいは県に言っているのは、新橋川最終水門のところに強制排水機ができなければ、この開削というのは非常に難しいと、そのことは結果とすれば、花宗川全体の治水計画に極めて大きな影響を与えることになりますから、もし、そのことによって流域に被害が出れば、それはすなわち県の責任だということをおっしゃっております。県もそのことについて危機感を持って対応しようとしております。我々は、県と我々が一緒になって今国に対して、この花宗川整備計画の成否は、一つに、まさに最終の花宗水路に強制排水機がつくか、つかないか、ここにかかっているということで協議しているところであります。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。私、この新橋川の堤防の高さに毎年毎年冠水をしておる原因があるということから、この改良をきょう訴えてみたいと思っておるわけでありまして、この資料は市長持ってありますか。私の手づくりの図面で恐縮ですけれども、筑後川の本川の堤防は7メートルということですね。新橋のえごの堤防の高さは4メートル30から4メートル70と、それに加えて三又地区に入った面の新橋川堤の高さは3メートル10から3メートル60と。幹線水路大溝線の堤防の高さは3.4メートルから4メートルということで、この幹線水路の線からの排水がたびたび新橋川からあふれておるということが、この高さを見ても歴然とするわけですよ。こういうことからしましても、いろんな三又校区の皆さん方の御不自由があるわけですけれども、この説明会に対しまして同意が得られなかったということではあります。そんなら、同意をせずに、この新橋川の整備がいつまでもなされないということは、これまで20年間浸水をし続けてきた状態が続くということでありまして、甚だこの三又校区の皆さん方にとっても不利益になることだと私は思っておりますので、やはりこの問題は県が重い腰を上げた今日こそ、早急に解決に向けて協力をしながら進めていく必要があるとい

うふうに思うわけであります。

市長の御答弁によりますと、筑後川本流のほうに国の力で排水機場を設置していただきたいということではありますが、現実的な問題として、筑後川本流に大規模なポンプ場をすることとは、そう簡単にできるものではないと私は認識しております。県のほうとしては、そういうことありますから、県のほうでは三又地区のほうの入り口の新橋川の旧水門がありますけれども、そういう地点に三又地区の排水を考えるポンプ場をつくったらどうかというふうな考えもあると聞いておりますが、問題は三又校区からのくみ上げのポンプの能力ではないかというふうに思うわけですが、もし、県が県として独自にそこにポンプ場を設置するというのであれば、どのような規模のポンプ場を考えておるのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

中古賀は水門を整備して、そこに強制排水ポンプをつけるということは、もうほぼ確定しておりますが、具体的な能力というところまではまだ正式に決定していないというふうに聞いております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

当初、市長が申されたように、同意が得られておらない、その後、余り進展が見られておらないというようなことではありますが、市としては県との協議と申しますが、すり合わせと申すか、協議はたびたび持っていておるのでしょうか。お尋ねします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

たびたびと申しますか、かなり高い頻度でやっていると思っております。道路の関係とか、いろんなことで県の職員がこちらに来ることもありますので、そういった機会もとらえて話せば、随分回数は多いというふうに思っております。

今、担当課長が言いましたように、ポンプを設置するというについては確定をいたし

ておりますけれども、その能力につきましては、私はやっぱり意味のある能力のものは当然県も考えてくれていると思いますが、具体的な出力については現段階では具体的に聞いておりませんので、ここでは答えられませんが、繰り返しになりますけれども、意味のある能力は当然つけてくれるものと思っております。

それから、ちょっと繰り返しになりますけれども、旧新橋川の部分につきましては、まず、排水機場をつけるということと、それから、まさに御指摘のように、堤防を多少かさ上げをするということで被害を最小化していくということは割合やりやすいんじゃないかというふうに思っておりますので、その部分につきましては、県も多少そういう気持ちも持っているようでございますから、まずは、そのあたりにつきましても県と協議をしていきたいと思えます。

それから、私が言いましたのは、この地区が一番重要であるということはもちろん言うまでもないんですけれども、やっぱり花宗川全体、特に大木町から下流側、このあたりの治水というものもやっぱり考えていかなければならんと思うんですけれども、その際に、今は左翼側といいますか、片肺である筑後川本線に流れています。左側のほうにですね。右側が詰まっているものですから。ですから、やっぱり両翼に出していくことによってスムーズに中上流の水が筑後川本線に流れるということになりますんで、その場合に右側のほうに、新橋川のほうにあの水が流れれば、今、先ほども言いましたように、三又地区にはリスクが、このままではリスクが大きくなるという地元の御意見は十分に理解できるところでありますので、住民の皆さん方の不安を解消する手だてとしては、やっぱり新橋川の最下流から筑後川に出すところの強制排水機の設置というのはやはり避けて通れないというふうに思っておりますから、花宗川全体の治水計画、あるいは治水整備を実効性のあるものにするためには、どうしてもここにポンプが要するというふうに考えておりますから、いろいろ難しい協議ではありますけれども、着実に一步ずつ、この一、二年進んでいると認識をいたしております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

着実に進んでおるといようなことでございますので、安心をしておるところであります。

この花宗川の流れにつきましては、私、以前も要望いたしました、非常に花宗川の泥土の堆積が多くて、榎津橋からずっと下流のほうを眺めておりますと、3分の1ぐらいしか水

は流れよらんじゃないかということを私は言ったことがあります。一部はしゅんせつをしていただきまして、随分と広くなったような感じはしますけれども、酒見堰から花宗川河口までの間を見ても、まだまだ泥土が滞留しておるところはいっぱいあるわけですので、その点につきましても県のほうに要望していただきたいというふうに思います。

とにかくこの30年間停滞をしておった新橋川の整備につきまして、県が思い切った措置してくれたということは千載一遇のチャンスだと思っております。この筑後川下流地域の水防のためにも、ぜひともこの事業が進展しますように、今後もなお一層の御努力をお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。

文化財の保護、活用ということですが、まず、最初の民俗資料及び古代資料の保護、活用についてお尋ねしますが、市長おっしゃいましたように、民俗資料はともかく、古代資料についても同じでございますが、保存しなければ失われていくんだと、こういうふうに言われております。これの保護、活用を図っていくということを答弁していただいたわけですが、さて、民俗資料ですが、これは平成6年から民俗資料館建設、これを目標として、目的として調査実施をするということで始まったわけでありまして。今、市長がおっしゃったように、たんすや長持ち、大工道具、あるいは農具、その他1万2,700点に及ぶ膨大な品物が収集をされております。カコークラフトの事務所跡の収蔵庫に主に入っておりますが、最近、このカコークラフトの事務所の収蔵庫はごらんになったことはありますか。お尋ねします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

最近はありませんが、就任したとき、1回見たことございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

この件につきましては、文化センター等におきまして展示をされたという御答弁がございましたが、私は平成16年12月議会におきまして、この民俗資料の活用について質問いたしました。その当時は江上市長、井口教育長でございましたが、その後、文化センター小ホー

ルにおいて展示会がなされたというふうに記憶しておりますが、私も日ごろこの収蔵庫については目にしておりましたが、5日前、この質問の打ち合わせを担当課とやりましたときに、生涯学習課の職員の方と一緒にかぎをあけていただきまして入りました。7年ぶりでございます。平成16年に見ておりましたので、7年ぶりに中に入ってみました。入ってみますと、管理が全くここおろそかになっていると私は思うんですよ。内部はともかくといたしまして、当然、中に当時はあったと思いますけれども、木製の農具や機織り機、あるいは水車など数十点のものが軒先に雨ざらし状態になっている。私がきのうもちょっと実際の数字的なものを確認するためにちょっと行ってきまして、数を当たってまいりましたけれども、人力の除草機ですかね、いろいろ雁爪といいますか、押せ押せといいますか、型もいろいろありますが、何種類かありますが、それが30点ぐらいありますね。半数ぐらいは寄贈者の名前のついた標識が下げてある。こういう実態であります、担当課でもよろしいが、この実態はどうであるか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

ただいまの民俗資料の収蔵の状況ですけれども、御指摘の点につきましては、御厚意で御寄附をいただいた方のお気持ちを考えましても、御指摘のとおり、適切でない部分がございますので、収蔵庫のスペースの問題もありますけれども、ほかの施設も含めて、早急に対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

これは平成8年、民俗資料収集調査したときの文書であります、「民俗資料等は本市の発展の過程や文化、歴史の変遷を知る上で貴重な資料であり、市民の共有財産として大切に保存し、後世に伝えていきます」ということを書いてあります。数が1万2,700ですが、多数になっておりますし、同じものが多数あると、幾つもあるということは当然考えられますが、せっかく皆様方の御家庭から好意でいただいたものは、市が収集してその後に雨ざらし状態になって形をなくしておつておると、こういう状態はどうですかね、適当だと思います

か、市長どうですか、感じ、今の私の質問の話から考えられることはどうでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

その状況が適当とはとても言えないと思いますけれども、どういういきさつでそうなったかわかりませんが、多分あふれているんじゃないかと思うんですね。今、議員おっしゃったように、同じものがせっかくの好意で市民の皆様から持ち寄っていただいたやつをもう要りませんと、なかなか言えないところもあって、御厚意をそのまま受けたものの、限られたスペースでありますから、その中に収蔵できなくて、一部が外に雨ざらしになっているというのが実態じゃないかと思いますので、そのことについては当然いいとはとても言えませんので、それをどう改善していくかというのがこれからの、多分議員の御質問の骨格になっていくんじゃないと思いますけれども、そのあたりはまた担当課なりにアイデアを持っておるかもしれませんが、やはりいろいろ市が持っているスペースもありますので、例えば、これは教育委員会が答えたほうがいいと思いますけれども、空き教室とか、いろいろスペースもありますから、そういったものも視野に入れて、預かっているそういう文化財といいますか、生活のかつての道具というか、そういったものを大切に保管しながら、あるいは展示しながらということが一つの方向性ではないかなというふうに思いますが、今後、その問題点は問題点として認識をしておると思いますから、適切に対応していきたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ただいま市長からも余裕教室を利用した活用を図ったらどうかというお考えも言っていただきました。私はそれは後から触れたいと思っておりましたが、それはまた後ほどにいたしましてですね。こういう民俗資料が、いわゆる言うならば文化財だと私は思うんですね。文化財。大川市の文化財に指定された文化財ではないかもわかりませんが、ここに「大川の民俗」という聞き取り調査の報告書ございますが、これの発行に当たって、井口教育長は、聞き取り調査の大川の民俗ですね、民俗の聞き取り調査、この報告書について、文化財の調査報告書を刊行したと、こう述べられておりますように、単なる農具等でありまして、貴重な民俗資料は、いわゆる文化財だと私は思うんでありますが、その点につきましてはどう

お考えですか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

文化財的な性格は十分持っていると思いますね。それで、私も農家で育ちましたので、今、議員がおっしゃったことを聞きながら懐かしく思い出したのが、雁爪とっておりましたけれども、くるくる回るタイプと、歯だけのやつと、いろいろありましたし、それとか、かつて農耕馬がたくさんおまして、わら切りと言っていた、こういったやつとか、まだ私のところ小屋の2階にもおまして、そういったものは文化財というよりも、やっぱり民俗資料として昔のこのあたりの祖先がどういう生活と申しますか、送っていたのかということを追体験するような資料としてとても大切なものだと思います。それを蔵の中に死蔵していたのではやっぱり意味がないということでもあります。ただ、今現在の状況は、たくさんの厚意をいただいておりますので、それを整理して展示するまでに至っておらない状態でそういう野ざらしの状態の一部となっておりますから、今後はかつての祖先たちの生活のありようを追体験できるようなものにするためには、やっぱり、これはまた教育委員会とよく話をしないといけないんですけれども、先ほど言いましたような市が管理している公的な建物を活用して、広く子供たち、あるいは今の若い人たちに見ていただいて、かつてこんな作業をやっていたということをまさに追体験するようなことはとても重要なことだと思います。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。市長からそういうふうにご覧いただいておりますので、くどいようですけれども、もう一言つけ加えさせて言わせていただければ、その農具の資料に私が知っておる方の名前もついとるわけですよ。こういう方々が今の状態を見たならば、もう何ということかと非常に憤慨をされるというふうにしたわけでありまして、こういう民俗資料は文化財的なものと市長もおっしゃいました。大川市の文化財が本当に文化財と言っても多様でございますが、国指定の文化財が風浪宮本殿初め5件、県指定のやつが慈恩寺の仏像など6件、市の指定のものが三瀧銀行を初め11件あると、そのうち市の所有が2件で、9件は個人所有だということになっておりますが、文化財的なものということですが、ここに大

川市の文化財保護条例というものがありますが、この保護条例の目的に、「市にとつて重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。」と、こういうふうにあります。この目的から考えましても、今の状況は全く条例に違反するものであると私は確信しておりますので、この改善についてはぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、古代資料について伺いますが、850点ほど保管してあるということでもあります。私も小学校以来、考古学少年でございましたが、850点のうちのものを見たことはないと記憶しておりますが、この古代資料につきましては、平成4年に発掘調査が風浪宮の貝塚においてなされました。これは私も現場に行きましたし、見学会にも行きました。大正15年に大川公園の池をつくったときに多くの出土品が出たということは、私はいろんな文書においてたびたび見ておりますし、いろんな方々が所蔵しておられるようだという事も知っております。けれども、この古代資料につきましては、恐らく850点はいつのものかはわかりません、ちょっとまた答えていただきたいと思いますが、まず、この850点の保管してあるものの、いつ出土したやつという、そういう分類があれば、わかれば教えていただきたいと思えます。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

埋蔵文化財の発掘の経過ですけれども、先ほど議員がおっしゃいました平成4年の酒見貝塚、この分が317点ございます。その後、平成5年から平成21年まで順に申し上げますと、平成5年が内平原遺跡、ここで87点、それから平成7年から8年にかけて西新開遺跡、ここで95点、それから平成8年、郷原北田遺跡、ここで15点、平成9年から平成10年にかけて、前田遺跡から182点、平成10年、龍王遺跡28点、同じく平成10年、北大鏡遺跡46点、平成11年、西水町遺跡15点、平成12年、小深町遺跡43点、平成15年、下木佐木遺跡、これはまだ現在報告書作成中ですけれども、今現在15点でございます。それから最後に平成21年、三丸中小路遺跡10点、これも報告書作成中でございますので、今のところ10点。合計で853点がございます。

以上です。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

最近の資料につきましては、きちんとまとめていただいております。しかし、市長が答弁をされましたように、こういう貴重な古代の資料というのも死蔵しておっては意味がない、こういうふうにも私もっとも同感でありますし、機会があれば活用していただきたいと、こういうふうに思います。

私が一番古い資料で見ましたのは、大正15年の風浪宮の池の話ですが、85年になるわけですが、そのときに大量のものが出たということで当時有力な方だった深町さんとか、あるいは風浪宮、あるいは大川小学校等に保管がなされたという分を見たことがあります。私も50年ほど前に大川小学校に通学しておったときに、小学校には多数のそういう古代資料が展示されたことを記憶しておりますが、私は昨年でしたか、一昨年でしたか、大川小学校にその古代資料がどういうふうになっているのか調査に参りましたところ、本当に古い資料というのはほとんどありませんでした。ただ1点、弥生式のつぼが1点ありました。そういうように、やっぱり民間に所蔵していただいておりますこういう埋蔵文化財というの、私は、年月が過ぎれば散逸するというか、なくなっていくおそれが非常に高いと思うんですね。そういう個人所蔵の文化財については、把握調査はしてございますでしょうか。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

個人が保管されている文化財については、把握はしておりません。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

特に民間に所蔵してあるのは非常に散逸のおそれが強うございますので、ぜひとも調査をされて、貴重な大川市の歴史を物語る資料としてちゃんと管理のもとに置いていただきたいと、こういうことを要望しておきたいとします。

特にここ二十数年と申しますか、大川市におきましても歴史的な取り組みというのは積極的になされてきたと私は思っております。地域の熱心な取り組みによって成功している小保・榎津地区の歴史的なまちづくりを初めとして、小・中学生への歴史教育の教本「おおか

わの歴史」、これでありませつか、あるいは大川市の民俗聞き取り調査、これは平成11年から20年にわたって調査をされております。第5集の報告書がことしの3月に出されて終了したと聞いております。このように平成6年から始まった大川の歴史民俗の調査研究は、18年という本当に長い年月をかけて一段落をしたと言ってもいいんじゃないかと思うんですよ。しかし、大切なことは、調査研究だけにとどまらず、市長も申されましたように、収蔵品や報告書をどう活用するかと、こういうことじゃなかろうかというふうに思うわけでありませ。

先ほど余裕教室等を活用して子供たちに見せたり、体験してもらったらどうかという市長のお話もございましたけれども、私も平成21年6月議会におきまして、余裕教室を活用した学校博物館と、こういうものを提案いたしました。特色ある学校づくりについて述べたわけでございますけれども、こういう活用方法についてもぜひ実現できるように検討していただきたいと、こういうふうに思うわけでありませ。

また、せつかく約20年近くの調査研究の集大成がありますから、この際、市外に出ておる、例えば、柳川の古文書館にある大川指定の文化財、そういうものも含めて、歴史資料展などを開いてみたらどうかというふうに思ひませ。市長の考えも伺ひたいと思ひませけれども、先ほど来、いろんなことを考えていただひおるようござひませるので、ぜひこういった資料の有効活用については前向きに取り組んでいただひけるものと確信をしておるわけでありませ。

次に、デ・レーケ導流堤及び筑後川荒籠の文化財指定についてお伺ひをしまひ。

さて、7月23日、デ・レーケ導流堤のシンポジウムで、市長も出席をされたという新聞の報道を見ました。ここではデ・レーケ導流堤は国の重要文化財に匹敵する重要な非常に価値のあるものだということが評価されたというようなことではござひませますが、先ほど壇上からも申し上げましたように、若津港の運用には導流堤とともに大型船の方向転換や係留の場所であった馬之丞浦を除いては考えられないと、こういうふうに私は確信しておるものでありませ。50年ほど前は筑後川の堤防はまだ昔のままに低うござひませして、荒籠は飲料のための水くみ場であったり、あるいは洗濯の場であったり、子供たちが水遊びをしたり、魚釣りをしたり、本当に生活に直結した場所であったわけでありませ。堤防が高くなった今日では、人影もなく、忘れられた状態でありませ。川郷大川と、この母なる川、筑後川としまひして今後いま一度荒籠のある風景というものを大事にして私たちは見直すことが必要じゃないか、こういうふうに思うわけでありませして、導流堤と馬之丞の4つの荒籠、すなわち大荒籠、笹べし荒籠、

公米荒籠、松荒籠とありますが、これをセットとして市の文化財として、国の重要文化財に匹敵するということでありますけれども、まず、大川市の文化財として指定してはどうかというふうに私は熱望するわけですが、市長はどうでしょうかね。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

まずその前に、今回マスタープランを改定して、それから、母なる筑後川を一つの基軸にしたまちづくりといたしますか、そういった理念を盛り込んだマスタープランを書いたわけですが、大川市の基本的な構造といたしますか、あるいは風景というのは、やはり筑後川だと思います。日本の三大河川の一つでありますし、特に下流域の雄大な水環境というのは、恐らくはそれほど全国で見られるような風景じゃないと思います。その中に荒籠があり、導流堤ありということでありまして、まさに全国的にもああいう風景というのはまずないだろうというふうに思います。

荒籠の話は出ましたけれども、その前に、デ・レーケ導流堤のことでちょっと所感を述べさせていただきますけれども、これは御案内のとおり、オランダのデ・レーケという水工土木の技術者が日本に招聘されまして、明治20年ということになりますから、おおよそ日清戦争が始まるころに基本設計をやり、そして、その基本設計がいかに優秀であったかということが今まさに28年の大水害を経てもびくともしていない姿を見ればはっきりするわけですが、もう1つ、私は重要なのは、基本設計に基づいて施工をした技術者、これはこの辺りの、特に三又周辺にいらっしゃったと聞いておりますけれども、石工の技術集団がいて、この石工の技術集団の施工技術がこれまたいかに優秀であったかということの証左になっているんじゃないかというふうに思いまして、そういうことを考え合わせますと、デ・レーケ導流堤というのはまさに大川の誇りの大きな種だというふうには認識しております。

それから、荒籠についても基本的に同じような認識をしておりますけれども、さて、文化財の指定ということになりますと、いろいろ壇上から申しましたような手続もありますから、形式的に文化財になったということよりも、やっぱりどのグレードで文化財にするかということがより重要だろうというふうに思います。

荒籠が全国的に見て、あるいはああいう構造物の内容から照らして、どの程度のグレードのものになるかというのは、まさに専門家の意見を聞かなければなりませんけれども、少な

くとも導流堤については、これは相当グレードの高い文化財になり得るポテンシャルを持っているというふうに思っておりますが、ただ、これがちょっと微妙な問題が正直言っておりまして、手順を前後するといえますか、手順を間違えると、ちょっとほかの大きな事業にも影響する面がありますので、このあたりは手順が前後しないようによく状況を見て、私は、国指定の文化財クラスに持っていき、それだけの価値があるんじゃないかなというふうに思っております。しかるべき時期にそういう、恐らくこれは市民的な動きも出てくると思いますけれども、市民的な後押しも受けて、そういう動きを行政としてもやっていきたいと思っております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。

この導流堤と荒籠の違いについては、今、市長からも述べてもらいましたが、馬之丞浦の荒籠は単なる治水上の荒籠とは違った側面があるということは市長も既におわかりだと思います。若津港を中心とした水運には深みがぜひとも必要でありまして、ここで大型船の運航を容易にしたということは非常に経済的な発展の裏づけにもなるわけでありまして、私はこれは一体的に考えていただきたいというふうに強く対応をさせていただきたいと思うわけでありまして。

今、資料を差し上げましたが、私はこの導流堤と筑後川荒籠の関連性を訴えるに当たりまして、ことし完成したばかりの大川の民俗報告書とおおかわの歴史、この2つの書物を参考にさせていただきました。しかし、この編集委員が同じで、ともに最新の歴史資料であるこの2つの書物が道海島百間荒籠の記述について差異があります。全然違う表記がなされておりますので、この資料ですね、市長に見ていただきたいと思うわけでありまして、これは全然この表現が違うと思いますが、ちょっと市長の所感をお願いしたい、お聞きしたいと思っております。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

議員御指摘の、いわゆる百間荒籠に関する部分の記述だと思っておりますが、民俗聞き取り報告

書のほうには、道海島の大荒籠の残姿は今見るできないというような表現になっておるといふ御指摘かなというふうに思いますが、いわゆる百間荒籠と言われるものでございますが、つくられた当初、約200間、360メートルの長さがあったと言われておりまして、その後、少しずつ取り除かれた経緯があるようですが、今現在も約50メートル程度残っておりという認識でございます。御指摘の部分は、いわゆる昔のような姿、形が今はもう見られないと、そういった意図での執筆していただいた先生の考え方で、そういった考えでの表現ではないかというふうに考えているところでございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

担当課長の答弁は、私に言わせれば、全くの詭弁であります。おおかわの歴史では、こういうふうに写真まで掲載して今も残る百間荒籠ということで写真がある。片方の民俗資料報告書では、道海島の大荒籠の残姿は今見ることはできない、対岸向島の馬之丞の荒籠が残っているだけであると。これは今ないということですよ。片一方ではある、片一方ではないと、一つの事柄をそういうふうに違うような表現をされるのは、権威ある報告書としては甚だ私は不満でございます。

時間がありますので、次に行きたいと思えます。

最後に、伝承片葉の葦の保護についてであります。

ここに私は資料を持ってきました。貴重な資料でございます。市長、既に御存じかと思いますが、これが日本にここだけしかない。神功皇后ゆかりの片葉葦であります。これは通常のヨシであります。明らかに違うでしょう。明らかに違うと思えます。事務局、これは執行部にちょっと手に取ってもらいたいと思えます。明らかに形状は違うと思うんですよ。

大川市の歴史、最近は本当に歴史に対して皆さん関心が深うございます。大川市の歴史というものは、1,819年前の神功皇后の酒見上陸で歴史の表舞台に出てきたと私は思うんですよ。福岡県各地に神功皇后ゆかりの地が多いわけでありまして、2,000年も前から中国、あるいは朝鮮半島、いわゆる大陸への交通の要衝でもあったと、こういうことが三韓征伐の帰りに神功皇后が立ち寄られたということであるわけでありまして。

この大川市を神功皇后と福岡風浪宮を結びつけて 結びつけてといたしますか、もう結びつくとするわけですが、キーポイントとして新たな観光資源開発というのでも考えていかなくち

やいかんというふうと思うわけですが、そのためにも上陸地点の伝承片葉葦は不可欠、こういうふうな考えを私は思っております。植生の保護についても万全を尽くしていただきたいと、こういうふうにおっしゃるわけでありませう。

市長は壇上から、この保護に全力を尽くすということをおっしゃっていただきまして、非常に感謝申し上げますが、場所につきましても、皇宮社の前面が適当じゃなかろうかというふうにおっしゃっていただきました。私はかつて皇宮社の前、すなわち新酒見堰の上流が県の手によりまして水門可動前に渦が一扫された時期がありました。このときに片葉葦がなくなるんじゃないかと、植生地がなくなるんじゃないかということをおそれまして、行政のほうに要望したということがございますが、そのいきさつについてわかれば、ちょっとまた改めてお尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

一度、石橋議員のほうから平成20年4月に片葉の葦を残せないかと申し入れがございまして、これは当時の柳川土木事務所と協議しまして、皇后社近くに幅5メートル、長さ10メートル程度しゅんせつをしないでアシが生えるように残した経緯がございまして、このことだろうと思っております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

全くそのとおりでございますが、私も想定外だったわけですが、この酒見堰の淡水化によって、酒見堰を閉めるということで、この淡水化によって水位が上がって、その植生地がずっと少なくとも半年は水がかぶってしまうということで、植物そのものの生育ができないと、こういうような条件になったと、こういうことでございます。

そういうことでは改良事業によってそういう自然が失われていくということはよくあるわけでございますが、やはり自然の保護ということも含めまして、歴史的、あるいは大川市にとって非常に重要かつ失うことができないというような問題につきましても、やっぱりきちんとした保護をすべきであったなと私は思うわけでありませう。しゅんせつをせずに、渦の部分を残しておりましたけれども、やっぱり自然に流れてしまったような状態もあるわけござ

ございますので、この大きな偉業を受けとめていただきまして、きちんとした護岸をして、そして、植生を保護するということをぜひ考えていただきたいなというふうに思うわけであり
ます。

皇宮社の前のアシはもう一本もありませんので、私はすぐ近くから採取してまいりました。
もう本当に数少ないアシ原になっております。やはり皇宮社の裏あたりの植生地も民間の所
有地でございますし、いずれは消えていく運命にあらうかと思うわけでありまして、そうい
うことからいたしましても、やはりぜひ行政の手でこれの保護をやってもらう必要があると
いうふうに思っておりますので、どうか御賢察の上、最善の方法をとっていただきたい、ま
た、とっていただけるものと確信をするわけであります。

いろいろ申し上げましたけれども、大川市は風浪宮、1,800年、歴史を中心としまして、
近隣にも類を見ない多彩な歴史のまちであります。小保・榎津の江戸のまち、それから、若
津港、デ・レーケ導流堤を中心とした幕末から明治の繁栄の時代、それから、戦後の木工大
川としての中核として大いに栄えた時代、こういふことで私たちは郷土大川を誇りあるもの
としてこれからも築いていかななくてはならないと、こういふふうに思うところであります。
私も微力ながら、このために尽くしていくことを決意しつつ、質問を終わらせていただきま
す。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は14時30分といたしますので、よろしくお
願いしておきます。

午後 2 時16分 休憩

午後 2 時30分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、17番川野栄美子君。

17番（川野栄美子君）（登壇）

一般質問もいよいよ最後になりました。議員の皆さん、もうしばらくおつき合いのほどお
願いいいたします。予定は30分以上でございます。

今回、私が一般質問いたしますのは2点であります。

1つは、食育について。2つ目は認知症の方を見守るまちづくりとはの2つをいたします。

私は、議席番号17番川野栄美子でございます。

それでは、内容に入ります。

今回、食育について一般質問にするに当たり、私どもの鐘ヶ江地区の古老の方から、「9月は敬老の日があるけれども、川野議員さん、あんた食育について一般質問するけれども、食育ということはどういうことか、あんたわかっているかね」というふうに反対に私が質問を受けました。その中に、なるほど、これはというふうに理にかなったお答えをいただきましたので、きょうはこのことをぜひ本議会でお話ししたいと思います。

その方がおっしゃるには、食育の食という字は、人が良いと書いて食と読むということですね。でもこれは本当の意味ではなく、食という字は上の屋根という字に似ていますけれども、本当はこれが屋根、同じ屋根の下で一緒に食べることで、家庭をよくする、そういうのが食であるというふうにお答えいただきました。私は、食育が家庭をよくすることというふうに変わりやすく、そして納得するようなお言葉をいただきましたので、これは本当にうちの議会でも使えるなと思ってきょうは話をしましたけれども、今回、私が食育についての一般質問をいたします大きなねらいは、食育基本法が施行されて、食育がいかに大切であるかということは大川市においてもいろいろと今までやってきました。ただし、実践を見ますと、これは確かにこういうふう実践が上がっているねというところまで、まだまだ見えないような気がいたします。ほかに食育についていい実践があっているのかということ、周りを調べてみますと、その実践は弁当の日でありました。弁当の日をすることで、食育の実践がされていきました。この実践を当たられた方は、発案者は香川県、これは元校長先生ですけど、滝宮小学校の竹下和男先生が発案されましてだんだんと広がり、現在では実践校600校にふえています。この学校だけではなく、これが歯医者さんだったり産婦人科だったり、九州大学の農学部もこの弁当の日に入りましたけど、大学まで含めましてふえています。やはり本物でないと、このように浸透はしないだろうと思いますので、私はこれは本当にいいんじゃないだろうかなと思ひまして、ぜひ我が市、大川市でも弁当の日の推進をお願いしたいということをきょうは一般質問いたします。

では、この先生が弁当の日をつくるきっかけは、どういうところでこのようなものをしようと思ったのかということ、ちょっとお話ししたいと思います。

この方は、大体中学校の校長先生だったみたいですが、これが小学校の校長先生にいられて、給食の時間に子供たちが楽しく給食をするんじゃなく、何となく苦痛を感じるよ

う食べ方をしている、これは一体どういうことかなと思って、なかなかわからないし、給食の指導はしなくちゃいけない。人間が無意識のうちに習得すべき何か欠けているような感じがする、その何かかわからないまま1年が過ぎたそうです。

その校長先生が学校給食理事会に出られまして、地元のスーパーが新規参入の希望をして、地産地消、もう自分のところでとれた物を子供たちに食べさせましょう、そして本当なら温かいものを食べさせましょうとあって、町長や教育長、栄養士さんが本当に給食のことを思っている熱く語って給食を推進されている。ところが、子供たちはそのような大人たちの、何ですかね、働く想像さえわからないで、何か給食を単なる食べなくちゃいけないから食べるというような雰囲気になっている。やっぱりこれは労働的なものが全然見えないから、そういうところを子供たちにどうしてもやはり教育したい、勉強してもらいたい、わかってほしいという観念で、弁当の日の生まれるきっかけをここにつくったそうです。

それで、早速やっぱりこれはいいものだということで、PTAを集めて子供たちでつくる弁当の日の提案をしたところ、PTAは朝早くから起きて弁当をつくるなんてとんでもない、包丁は持たせたことはありません、ガスはどうやってつけるんですかって、総プーイングがありまして、そういう子供だけでつくる弁当の日はだめというふうになりました。じゃあ、先生方、職員の皆さんはどうだったろうかといったら、ここでも反対というところで、子供だけでつくる弁当の日はたちまち崩れそうになったということです。でもこの校長先生は、やはりこれをしていかなくは子供たちはこれからどうなるんだろうというところで、2人の先生が助け船を出されました。それは教育長と婦人会の会長さん、その方が子供だけでつくる弁当の日は大賛成というところでエールを送られました。このお2人は家事労働の重要な担い手であった時代に生きた方々でいらっしやいまして、家事労働から学ぶことの大切さ、その大きさを熟知された方々でした。台所に立つより塾に行くことを優先する時代に育った世代は、家事労働から学ぶものの大きさを想像できない、そういうことが言われております。体験から学ぶものを持っていない、それを理解してもらうには、子供だけで弁当をつくる体験をさせるほかはないというところで、弁当の日を見切り発車として出発するようになりました。弁当の日、子供がたがいまと言って帰ります。そして行ってきますとして行きます。この間を実践の時間ととらえております。職員さんたちは、学校の先生たちは学校管理外というところで、私たちはそこまでは保証できません、しっかり家庭でやってくださいというところでの見切り発車だとしております。

それで、これをしまして、ここに出ておりますけれども、本当にやってみたら意外と子供たちはこれに食らいついて、料理をつくるのが、料理をつくることによって非常に体の調子もよくなり、勉強もするようになり、やっぱり弁当づくりをするようになって、本当にクラスの中が変わったということです。ここに先生方がまとめられました内容が卒業文集として残っております。これは2年間でこう書いてあります。

「あなたたちは弁当の日を2年間経験した最初の卒業生です。だから、11回弁当の日、弁当づくりを経験いたしました。親は決して手伝わないでくださいで始まった弁当の日でしたが、どうでしたか」というところです。これがずっとまとめられていますけれども、私はこれを見まして、へえ、こういうものかということをつくづく感心させられました。全部御披露することはできませんので、幾つか紹介したいと思います。

食事をつくることの大切さがわかり、家族をありがたく思った人は優しい人です。それから、食材がそろわなかったり、調理を失敗したりしたときに、献立の変更ができた人は工夫できる人です。友達や家族の調理の様子を見て、技を一つでも盗めた人は、みずから学ぶ人ですと書いて、ずっとこういうことが書いてあります。だから、ただ弁当ですけども、かなりいいものの勉強をやっぱりこの中でされたんじゃないだろうかなと思います。

先生は、子供に弁当づくりはできないというのではなく、できる機会を与えなかった自分たち先生が悪かったんじゃないだろうかと、これを通してこのようなコメントがされております。

そういうところで、私が質問いたしますのは、やはり大川市でもこのような食育に対し、子供だけでつくる弁当の日の推進をされたらどうだろうかとということを質問させていただきます。なかなかこれは簡単ではないかもわかりませんが、お弁当をつくることによって、家族が仲よくなったとかいうふうなもの、実践の内容がたくさん書いてあります。

それから、岡山大学の小児歯科の岡崎先生は、少年院の子供たちの歯の治療をしたときに、10代後半なのに永久歯が根元だけ、残根ばかりの少年たちが多いことを発表されました。少年院の子供たちの約70%は虐待の経験がある、保護者の子供たちに対する食育の関心のなさがそのまま口、歯にあらわれているということを発表されました。だから食育というものは、とても家族をつなぐこと、人をつなぐことが大事ということをされております。

また、産婦人科の現状といたしまして、福岡県の内田産婦人科ですけども、内田先生の話によりますと、中高生の多くは既に性のトラブルを抱えている。感染症とか10代の妊娠と

か出産とか中絶とか、デートDVとか、そういうものがあるということです。御飯を食べることができない、彼女たちを救えるものは、性教育ではなく家庭の食のあり方、それと会話が必要であるということを発表されております。食というものは、大変奥が深くて幅が広いということをここで紹介されているわけであります。

大川市もこの子供たちでつくる弁当の日の推進をしたらどうかということを質問させていただきます。

第2点は、認知症の方を見守るまちづくりとはということです。

9月21日は、世界じゅうで認知症の理解を深めるため、認知症の方と家族に援助と希望をもたらすために制定された世界アルツハイマーデーになっております。

高齢者の人口も多くなった大川市でも、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指していかなければなりません。認知症の支援や啓発、安心ネットワークづくりを推進していく必要があります。このことについて御答弁をお願いいたします。

以上、壇上からの質問は終わります。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

認知症の方を見守るまちづくりについて、まずお答えをいたします。

認知症は、だれにでも起こり得る脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人がその症状があるといわれております。それには、まず認知症とはどういう病気なのかを理解していただき、普段の生活の中で、または仕事やボランティア活動の中で、その予防等に生かしていただければと思っておるところであります。また認知症に対する偏見をなくすためにも、認知症は周囲の理解と気づかいがあれば適応できることも多く、穏やかに生活することが可能な病気であるということを啓発し、地域での見守りや支え合いを推進していかなければならないと考えております。

本市におきましては、認知症を正しく理解し、地域で見守りや支え合いをしていただくために、認知症サポーター養成講座を実施いたしております。

今後、本市といたしましては、高齢化の進行に伴い認知症の方がふえることが想定されます。そのため、認知症の方も住みなれた自宅や地域で安心して暮らすことができるように、地域での日常的な見守りや支え合い、徘徊に対応するための体制づくりに取り組んでいかなければ

ならないと考えております。

現在、徘徊対応を検討しておりまして、徘徊ＳＯＳネットワークの構築を考えております。

認知症の方の徘徊は広域に及ぶ場合が多く、筑後田園都市推進評議会の中でネットワークの広域化が提案をされまして、福岡県と筑後地区12市町の自治体が集まって協議を重ねております。

まずは、本市でＳＯＳネットワークを立ち上げ、次に、筑後地区全体のネットワークにつなげていくことを当面目指したいと考えているところであります。

食育につきましては、教育長より答弁いたさせます。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

川野議員の食育について、子供がつくる弁当の日ができないのかの質問にお答えいたします。

食をめぐる情勢につきましては、核家族化や共稼ぎなど就業形態の変化に伴い、外食や食の多様化が大きく進展し、また日々の忙しい生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄になるなど、健全な食生活が失われつつあります。

そのため、国では平成17年に食育基本法が制定され、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育の取り組みが進められているところであります。

教育委員会といたしましても、食は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎であり、さまざまな体験を通して「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育てることであると考えているところでございます。

具体的には、学校給食では、給食の準備、配膳やきょうの献立の栄養のバランスの提示や、生産者の方々や料理をつくっていただく人への御苦労や、みずからの命を提供してくれる動物や植物への感謝の気持ちなどを含めた「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつ、食べ方や後片づけの指導で、食事のマナーや楽しい給食などの体験を進めているところです。

さらに、5、6年生になりますと、家庭科での栄養素やバランスのよい栄養のとり方、料理の仕方や家庭の好みにあった料理実習を学んでいるところです。また、学校教育以外でも家族と食材の買い物やお手伝い等で、子供たちも食育の大切な体験をたくさんしているところでございます。

また、子供の料理体験として、学校給食会事業で夏休みに各学校で希望者による親子料理教室や、今年度は中学校の弁当の現状から、小学5、6年生を対象にした親子での弁当づくりをテーマに実践したところがございます。その料理体験では、感想文の中で、すてきな弁当づくりができた喜びや親子の触れ合いの楽しさなどが書かれていました。

弁当づくりは、親の愛情のこもった栄養のバランスを考えた家庭の味でもあり、家庭のきずなをつくる大切なかけ橋でもあります。親子の希薄さが指摘される中、子育てにとっても大切なものです。

子供がつくる弁当の日は、いろいろな課題があると思いますが、日ごろ学校給食や教科等で学んだ内容を活かす場や、または挑戦する場として家庭で活かし、実践することが大切であると考えているところです。このことは、新学習指導要領の趣旨である学校で学んだことを家庭学習で活かすという意味から考えても、大変教育的には意義があると考えているところです。

この子供による弁当づくりは、家族へ感謝する心をはぐくんだり、栄養のバランスや食の安全性を考えたり、伝統食や郷土料理、さらには地場産物へ興味、関心等も高まり、規則正しい生活リズムの意識化も図られ、子供の自立の基礎が培われるものと考えます。

今後、議員御提案の子供がつくる弁当の日については、学校関係者、家庭、PTAと協議を深めながら、積極的に環境づくりをしてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

御答弁ありがとうございました。

最初に、食育についてでありますけれども、今教育長からしっかり考えていきたいというふうな御答弁を賜ったみたいです。ありがとうございました。

それから、教育長にお尋ねいたしますけれども、今、既に学校によってはお弁当を持ってくる日があるというふうにも聞いたことがあるんですけども、そういうふうな取り組みはどれくらいあっているのか、よかったらお答え願いたいと思います。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

議員の御質問にお答えいたします。

現在、学校で行っておりますのは、幼稚園でも行っております。これは三又幼稚園ですけれども、お話を聞きますと、手づくりおにぎりの日とつくられておりまして、月に一回実施されているというふうに聞いています。親子でおにぎりをつくって、それを園に持ってまいりますというような、非常に温かい感じがするものでございます。親子でつくるといのは、また違ったものがありましょし、また幼稚園の子供たちが、そういう小さいときからそういう愛情に包まれながら、自分の食べるものをつくるということは、非常に食としての体験としては非常に素晴らしい。

小学校につきましては、御存じのとおり現在4校実施しておりますところでございます。

まず、三又につきましては、保護者と一緒に全学年ともですけれども、保護者と一緒に買い物をして、それから低学年はおかずを親と一緒に弁当に盛る、さらに中学年は親と一緒におかずをつくる、学年発達によって違っておりますけれども、さらに高学年は自分で作るという、絶対自分で作るというわけじゃないんですけれども、ある程度自分で作るというようなことで行われております。

さらに、田口小学校におきましては、同じように10月の日曜日のときに親子で弁当をつくって一緒にやっていると、お昼を一緒に食べると、触れ合い活動を通して、食のありがたさを感じながら、いろんな会話が進んでいるとお聞きしています。さらには、川口小学校は今年度から11月の日曜学級のときに、やはり親子と一緒に弁当をつくって開始したいというようなお話をしております。さらに大野島につきましては、既にふるさと学習というのが日曜日に行われておりますけれども、その時点の中において同じように弁当をつくって親子で食べると、非常に触れ合い活動を大切にしながら、また食のありがたみを感じながら、家族愛のきずなといいますか、そういうものがつくられております。

今申し上げましたのは、ほとんど日常とか、そういう意味ですけれども、できれば積極的な方策としましては、普通の給食の日に自分たちでつくったものを食べていく方向というのがありゃしないか。これは学校やPTA、その他、家庭と話し合いをしながら、月に一回ぐらいできれば理想だけどなと思っております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

教育長、ありがとうございました。

一遍にはなかなか無理だと思いますけど、教育長が今おっしゃいましたように、徐々に上げていくということで、ここですね、聞きましたら、小学校は5、6年生、それから中学校もやっているところもあるんですけども、やはり、やったらやっただけのものが非常にあるから、子供に弁当づくりはできないというふうに決めることはチャンスを奪うことである。できるだけやっぱりチャンスを与えることを大人がしなくちゃいけない。それが本当は家庭でやるのが理想的でしょうけれども、やはり学校でやると推進が違うということですね。学校でやると推進が非常にやっぱりなったということで、食育の原点は弁当づくりからいろいろないいい点があっておりますので、一気にはいかないと思いますけれども、中学校もどうなるかわかりませんが、給食の導入も話し合いがあっていますが、これは別に私たちの命を守るいろんなものがどういうところからとれてきているのか、買い物に行ってどんなところに何が並んでいるのかというふうなものもわからない子供たちもたくさんいますので、やはりいい社会教育になるだろうと思います。

私としては、大川市も子供だけでつくるお弁当の日、最初は聞いてみますと教育長、弁当の日が最初からうまくいかなかったそうです。お弁当の日ときに子供だけでつくるということでも、卵焼きをしても焦がすようだから、もうお母さんがつくるほうがいいと言ってお母さんの卵焼きを入れていたそうです。ところが、だんだん学習と同じように繰り返し、繰り返し、反復学習でしょうけれども、それをしているうちにだんだん上手になっていったということです。ここの中に、文集の中には先生が感動して書いてありますけれども、やはりこういうことは自分たち教師が、子供たちはできないというふうなものじゃなくて、やっぱりチャンスを与えなかった自分たちが大変悪かったのではないだろうかというふうに先生は書いてあります。それが食育の原点であるということをしてありますけれども、私は一気にということをおっしゃいませんけれども、ぜひこれは推進していただきたいなと思います。

教育長、よろしかったら今の答弁をもう一度お願いしたいと思います。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

議員御指摘のとおり、またお答えしましたように、弁当づくりの意義、大切さというのは申し上げたとおりでございまして、そういうものを通してながら、子供自身がやはり最後は自立していくということが大きなねらいでございまして、その体験を通していろいろなものの見方、考え方、そういうものが深まってまいります。

特に、弁当といいますと家庭とのつながりが一番でございますので、家族のきずなづくり、まさにそこからコミュニケーションが生まれてきましょうし、ぜひ進めていきたい内容であると思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。教育長、その付近よろしく願いいたします。

食育推進協議会というのがあるんですけども、ここの推進は今どようになっているんでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

議長（中村博満君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

大川市食育推進協議会の事務は農業水産課で行っておりますので、お答えいたします。

議員がおっしゃられるのは、事業の内容かと思えますけれども、一応22年度で行いました事業は、食育については学童農園等の取り組みとか、食育啓発活動とか、園児調理交流会、また学童保育での地元農産物の利用促進、学校給食への地元農産物の利用促進などを行っております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

はい、ありがとうございました。教育長、もう一度お願いしたい。

今、農業の担当課の課長がおっしゃっていただきましたが、いろいろな行事が推進されています。こういうものを子供たちもつながっているんだろうと思いますけど、何か教育と農

業が本当に見えやすいような感じにしたら、もっとこれがわかりやすくなるんじゃないだろうかと思うわけです。でも課が別になっておりますので、これを融合して市民に向けていい方向に向くということはなかなか難しいとは思いますが、学校教育と、それから農業を推進する担当課といろいろ話し合っ、子供たちのためにいい食育の推進をやっていただきたいなと思っておりますけれども、その付近つながりはどうでしょうか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

農業水産課とのかかわりは、御存じのとおり地産地消で、今既に学校とつながりがあります。ある学校を中心としながら、それを栄養士の方々が各学校で献立をつくるときに、こういうふうなパンフレットを配っているんですね。全部、これは20年度ですけれども、食育の日日より、それから食育通信、それから家庭の献立表、この3つを配って学校給食で取り組んでいる内容、さらに地産地消とのかかわり、それから食材の活用の仕方、その他もろもろ入っているんですね。これを各家庭に配りながら連携を深めております。子供たちがこれを持って帰って家で話し合いをしておりますので、非常につながりが多いと思います。特に、今説明がありましたように、地産地消については実際に食べる日を楽しみにしながら、子供たちは地元でとれた物といって喜んで食しているところでございます。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。これからもやっぱり農、農業のほう、農は医療にもつながるといふふうに言われていますので、やはり子供たちの健康、弁当づくりは健康教育の一端もクリアすることができると言われております。それは、やはり子供たちが弁当をつくることによって、こういう野菜は貧血を防止するんだということを学校で教えて、そうすることによって、今度お弁当に入れる材料まで非常に変わってくると言われています。だから、やっぱり食というキーワード、教育の中に生きる基本だろうと思っておりますので、ぜひ子供だけでつくる弁当の日の推進をゆっくりでいいですけれども、やはり推進していただきたいと思っております。要望いたしておきます。

それでは、次に移ります。

次は、認知症の方を見守るまちづくりとはというところで答弁をいただきました。ありがとうございました。

認知症は、65歳以上の人の10人に1人はだれでもなり得る病気だと言われています。大川市の実態はわかりますでしょうか。わかったらお答えください。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

大川市の65歳以上の高齢者は1万600人ぐらいおられますけれども、そのうちの認知症の方がどのくらいおられるかというのは把握しておりません。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

これは、把握していないということは、少ないということとってよろしいでしょうか。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

先ほど市長の答弁にもありましたように、85歳以上になると4人に1人は認知症ということで、約25%になりますか、そういう状況でございますので、85歳以上、その前の65歳からでも高齢者はいると思いますし、今後ふえてくる可能性はあると想定をいたしております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。これには早期発見が有効と言われています、早期発見ですね。大川市での早期発見の取り組みはどのようなことをされているのでしょうか。してあるのでしょうか、してないのでしょか。その点をどうぞ。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

早期発見の方法とございますか、手段とございますか、1つは相談業務をとり行っております。

これは幾つかございまして、例えば、市のほうで相談業務を受け付けている部分がありますけれども、地域の民生委員さん、あるいは区長さん、それから家族、近所の方からの相談というのがございます。そこで認知症の疑いのある方、認知症として行動されている方に対して接触を持っていくということがひとつ考えられます。

それから、保健センターで、ここでは毎月第4水曜日に「こころの相談」というのがありますので、そこでの相談もございます。それから、市内のほうでは在宅介護支援センターというのが市内に3カ所、市のほうが委託しておりますので、そちらでも総合相談で承っております。それから居宅介護支援業者、これは介護保険事業者なんでございますが、ケアプランをつくる事業者でございまして、こういったところ、それから、小規模多機能型居宅介護支援事業者、それからグループホーム、そういったところでは、こういった相談に対応ができるということで、相談体制は整っております。

それからもう1点、市のほうで基本チェックリストということで、高齢者に、あなたの生活チェックシートというのを高齢者にチェックをしていただいています。アンケート形式でしていただいているんですが、そこで認知症の疑いのある方については二次予防事業ということで、市がやっている事業に参加をするという呼びかけをいたしております。今年度からちょっとやっていますけれども、実績としては、申し込みはございませんでした。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

課長、ありがとうございました。大川市の中にも認知症はだれでもかかるような病気だということは頭の中ではわかっているけれども、自分の家族の中から認知症を出すというのは、なかなか恥ずかしいというふうなものがあって、なかなか皆さん御遠慮なさっている家庭が多いかなと感じるんですけれども、課長としてはそのような感じがいたしませんか。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

この認知症の問題というのは、家族にとってはこれまでの状況であれば、なかなか言い出

しづらいところがございます、ところが、平成12年度に介護保険制度が立ち上がりまして、いろんな事業者が自宅の前に車をとめて訪問ヘルプサービスとか、そういったことをされることがもう当たり前のよう展開をされております。ですから、それ以前は、なかなか家の前に来てほしくないという状況があったかと思えます。今は、そういうのがどんどん目になじんできて、耳になじんできておりますので、少しずつでありますけれども、認知症に対する理解は浸透しつつあるのではないかと。途中ではございますが、そういった傾向はあると思えます。

したがって、相談業務をしておりますけれども、そういった相談も御家族の方からの相談もあっております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。これは課長も行政の方も御存じだろうと思えますが、新聞にも載っておりました。大牟田市のほうで第8回徘徊SOSネットワーク模擬訓練の御案内というところで、皆さんぜひ見にきてくださいという御案内がっております。

この内容を見まして、大川市もこのような取り組みは本当に必要じゃないだろうかなと思ったわけですが、このことは行政の方も御存じだろうと思えますが、この取り組みについては御存じでしょうか。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

大牟田が9月21日にするという事はもう知っておりますし、そういった模擬訓練も毎年やっておりますし、担当の者が見学に行くという経験もいたしております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

初めて聞かれる方もいらっしゃると思いますが、私もこれを見て、本当にこのような制度を大川市もやはり早く導入するべきじゃないだろうかなと思えました。これは大牟田市の事

例ですけれども、大牟田市役所が22校区に連絡網を回して、これはどういうことかといったら、徘徊する人を決めて、これをやっぱり見つけるんですよね、見つけるようにするんですけど、それを連絡網の仕組みで地域全体で支える仕組みをつくっているわけです。市役所から発信をして22校区に連絡をして、末端までで30分以内に連絡をするというものです。

それからもう1つは、警察署が高齢者等のSOSネットワーク生活関連企業に連絡をしてもらう、それから団体に連絡している、末端まで届けるということです。

3つ目が、市役所から、それから介護サービス事業者、医療機関、それを末端までやっぱり伝えるというような、そういう仕組みがありましたよね。このような仕組みがないと、これはなかなか難しいかなと思って、ここを担当してあります方に聞きましたら、今1、2、3と御紹介しましたが、ここに行くまでが非常に大変とされています。たったこれをするのに十分に半年ぐらいい時間が要りますよというふうにおっしゃったんですけれども、簡単にはなかなかいかないということでもあります。

大川市もこのような地域全体で支える意識と、その仕組み、これを立ち上げる、もうそろそろ立ち上げる必要があるんじゃないだろうかと思えますけれども、この付近、市長いかがなものでしょうか。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

先ほど市長が壇上で答弁しておりますとおり、SOSネットワークを市だけでまず立ち上げて、それから筑後地区で広域的に連携を図ろうということを考えておりますので、そこにつなげていくような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

まず、市でおつくりになるということですね。おつくりになるという計画はいつまでごろにつくるという計画はあるんですか。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

ここ一、二年でつくる予定にいたしております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

大川市も高齢者の人口が年々ふえてきております。じっくり考えたら一、二年ぐらいかかるかもわかりませんが、なるべく早くこれも立ち上げる必要があると思いますので、いろんなところでも取り組みをしていますけど、大川は大川らしさの取り組みをする必要があると思いますので、その付近は行政のほうもしっかりしていただきたいと思います。

それから、この中にするまでに少しは勉強をする必要があるだろうと思うわけですね、認知症についてとか、やっぱりそれをサポートするとか、いろいろなものがあるだろうと思います。そのような計画はどのような計画になさっているのか、わかりましたら具体的に御説明ください。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

研修ということでございますが、認知症サポーターの養成講座というのを今までやってきていますし、これからも要請があれば対応していきたいというふうに考えております。

特に、いつ何回やるということは想定をしておりますませんが、機会があればそういった研修もやっていきたいと思っておりますし、現在、そういう養成講座について希望があるところについては積極的に講師として行って、認知症の勉強会をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

私は、大牟田の事例を見まして、これはいいなと、大川市のほうもこれはよかったらぜひ入れていただきたいなと思うのは、中学生が徘徊をする人を決められて町を歩くんですけども、それを見つけるのにいろいろな部署にいろんな方がかかりますけれども、その様子を

ルポライターとして取材をするというふうな仕組みに中学生がなっているみたいなんですよね。だから認知症というものは、もうだれでもかかって、やっぱりみんなが知らなくちゃいけないので、こういう学生たちをそのような中に入れて、活動の一端としてすることは、非常にいいんじゃないだろうかなと私は思いますし、ぜひ立ち上げるときにはこのような学生さんたち、中学生とか、高校生もいますけれども、していただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

大川市がSOSネットワークを立ち上げるときに、そういったルポライターの的な行為をすることによって、市民にとって親しみのある組織ができれば、なおさらいいと思っていますんで、そういったことも含めて立ち上げるときには議論をしていきたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。まもなく30分になるようでございますので、最後にしたいと思います。

認知症は、本人の気持ちに配慮することが大切とされています。それから、自尊心が傷つき本人も不安であります。だから、行政の支え、家族の支え、地域の支え、これがなくては、やはり生活をしていくことはできません。一日も早く推進することを願って一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議はあす午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時18分 散会